

令和4年3月2日

1. 出席議員

2 番 池 田 廣 志  
3 番 (欠番)  
4 番 杉 原 元 博  
5 番 樋 口 作 二  
6 番 中 村 和 典  
7 番 中 村 一 堯  
8 番 稲 富 雅 和  
9 番 勝 屋 弘 貞

10 番 伊 東 茂  
11 番 (欠番)  
12 番 徳 村 博 紀  
13 番 福 井 正  
14 番 松 尾 征 子  
15 番 松 田 義 太  
16 番 角 田 一 美

2. 欠席議員

1 番 中 村 日出代

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 川 清 高  
事 務 局 長 補 佐 樋 口 貴 司  
議 事 管 理 係 長 富 岡 明 美

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	田	崎		靖
総	務	松	林		聡
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	下	村	浩	信
建	設	寺	山	靖	久
総	務	岩	下	善	孝
総	務	藤	家		隆
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		川	原	逸	生
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		村	田	秀	哲
税	務	吉	牟	田	剛
保	險	広	瀬	義	樹
福	祉	中	村	祐	介
商	工	江	島	裕	臣
農	林	山	崎	公	和
都	市	山	浦	康	則
都	市	中	野		将
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	染	川	康	輔
教育次長兼教育総務課長		山	口	徹	也
生涯学習課長兼中央公民館長		江	頭	憲	和

---

令和4年3月2日（水）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議案第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第9号））（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第2号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第10号））（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第9号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第10号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例（全部改正）の制定について（一括大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第5 議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第12号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第13号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第14号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第15号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第11号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第16号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第17号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第18号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第19号 令和3年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。現在の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

ここでお諮りします。議案第1号、議案第2号、議案第9号及び議案第11号から議案第19号までの12議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（角田一美君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第9号及び議案第11号から議案第19号までの12議案は委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第1 議案第1号

#### ○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第9号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

#### ○企画財政課参事（村田秀哲君）

皆さんおはようございます。私のほうから、議案第1号 専決処分事項の承認について御説明をいたします。

議案書、補正予算書、議案説明資料で説明しますので、お手元に準備をお願いします。

議案書の1ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

2ページは専決処分書です。

令和3年12月20日付で一般会計補正予算（第9号）について専決処分したものです。

別冊の補正予算書（第9号）をお願いいたします。

1ページをお願いします。

この補正は、予算の総額に238,730千円を追加し、補正後の総額を17,299,251千円といたしましたものです。

2ページから3ページは歳入歳出の集計ですが、説明は省略します。

4ページから5ページは補正の事項別明細書です。

6ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

議案説明資料1ページから3ページは歳入歳出予算の増減比較表となっております。説明は省略します。

4 ページをお願いします。

この補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子供がいる世帯に対し、子育て世帯への臨時特別給付金の追加分50千円を合わせて、1人当たり100千円を速やかに現金で支給する必要があることから、専決処分を行ったものです。

まず、歳入補正について御説明します。

児童福祉費国庫補助金は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に対する補助で238,730千円を計上いたしております。

下の表は歳出補正の概要です。

子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は、子育て世帯への臨時特別給付金及び支給事務経費などで238,730千円を計上いたしております。

以上で報告を終わります。専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

討論を終わります。

採決します。議案第1号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第9号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田一美君）**

起立全員であります。よって、議案第1号は提案のとおり承認されました。

## 日程第2 議案第2号

**○議長（角田一美君）**

次に、日程第2．議案第2号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第10号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

**○企画財政課参事（村田秀哲君）**

それでは、議案第2号 専決処分事項の承認について御説明をいたします。

同じく、議案書、補正予算書、議案説明資料で説明いたしますので、お手元に準備をお願いします。

議案書の3ページをお開きください。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第10号）について、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

4ページは専決処分書です。

令和4年1月14日付で一般会計補正予算（第10号）について専決処分したものです。

別冊の補正予算書（第10号）をお願いします。

1ページをお願いします。

この補正は、予算の総額に366,003千円を追加し、補正後の総額を17,665,254千円といたしましたものです。

翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明細費は、第2表 繰越明許費によります。

2ページから3ページは歳入歳出の推計ですが、説明は省略します。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費です。子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等への臨時特別給付金）を次年度にかけて継続して実施する必要があるため366,003千円を計上するものです。

5ページから6ページは補正の事項別明細書です。

7ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、別冊の議案説明資料により御説明いたしますので、お手元に御準備をお願いします。

議案説明資料5ページから7ページは歳入歳出予算の増減比較表となっております。説明は省略します。

8ページをお願いします。

この補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響により様々な困難に直面した方々に対し、生活、暮らしの支援を受けられるよう、国の緊急経済対策の一つとして住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり100千円を速やかに支給することから専決処分を行ったものです。

まず、歳入補正について御説明いたします。

児童福祉費国庫補助金は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業に対する補助金で366,003千円を計上いたしております。

下の表は歳出補正の概要です。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業は、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及びシステム改修委託料などの支給事務経費などで366,003千円を計上いたしております。

す。

9 ページをお願いします。

翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由となっております。

以上で報告を終わります。専決処分事項につきまして御承認いただきますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田一美君）**

討論を終わります。

採決します。議案第2号 専決処分事項の承認について（令和3年度鹿島市一般会計補正  
予算（第10号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田一美君）**

起立全員であります。よって、議案第2号は提案のとおり承認されました。

### 日程第3 議案第9号

**○議長（角田一美君）**

次に、日程第3. 議案第9号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につ  
いての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原企画財政課長。

**○企画財政課長（川原逸生君）**

議案第9号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上  
げます。

議案書、議案説明資料で説明いたしますので、お手元に御準備をお願いいたします。

議案書11ページをお願いいたします。

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する  
法律の廃止に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

改正内容等につきましては、議案説明資料で御説明いたします。

議案説明資料11ページをお願いいたします。

1の改正理由です。この改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関す

る法律により、個人情報の保護に関する法律の一部改正及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止が令和4年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。下記の表を御覧ください。

現行では、民間事業者は、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法、国の行政機関は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関個人情報保護法など、制度を実施する主体によって適用される法令が異なっております。これが令和4年4月1日から行政機関個人情報保護法が廃止され、改正後の個人情報保護法に統合をされます。このことに伴い、鹿島市個人情報保護条例において行政機関個人情報保護法から引用をしております条文を、改正後の個人情報保護法からの引用条文に改正をするものでございます。

3、施行期日は、令和4年4月1日です。

なお、地方公共団体はそれぞれの個人情報保護条例によることになっております。

10ページは条例の新旧対照表でございます。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を、個人情報の保護に関する法律第2条第2項に改めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありますか。12番徳村博紀議員。

**○12番（徳村博紀君）**

先ほどの統合ということで、行政機関個人情報保護法、これは所管が総務省ということになりますけれども、今回統合されるということになって、個人に対する保護の方法とか、そういったものが内容が変わるのかどうかというのをまずお聞きしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

川原企画財政課長。

**○企画財政課長（川原逸生君）**

お答えをいたします。

今回、行政機関個人情報保護法が廃止をされるということにつきましては、先ほど申し上げましたように、いろんな制度、適用される法律、法令、これをまず一本化して、民間事業者、国の行政機関または独立行政法人等、それぞれの特性に応じて規律を統一するということになっております。よりデジタル化というふうなことで、今までそれぞれ適用されていたものを一本化するということでございます。個人情報についても様々な所定の手続等もございますので、それを一本化していくということでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

12番徳村博紀議員。



○12番（徳村博紀君）

次に、個人情報保護委員会というのはどういう組織なのかということと、あともう一つ、一緒にお伺いしますけれども、これは各市町、あるいは県単位ということでこの委員会を設置されるんですかね。それとも国に設置されるものなんですか。

○議長（角田一美君）

川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原逸生君）

お答えをいたします。

これは国に設置をされるものでございます。この個人情報保護委員会とはというふうなことで申し上げますと、まず、個人情報の適切な管理をしなければならないということで、この適切な管理、そして、利活用を監督する国に置かれる政府の機関となつてございます。これにつきましては、内閣府の設置法に基づきまして設置をされているということでございまして、この委員会につきましては、内閣総理大臣の所管に属するものと位置づけをされているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第9号 鹿島市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第9号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第10号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第10号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例（全部改正）の制定についてであります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

## ○都市建設課長（山浦康則君）

それでは、議案第10号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例（全部改正）の制定について御説明申し上げます。

議案書は13ページから、議案説明書は12ページからでございます。

提案理由は、空き家等の対策及び活用の促進を図り、空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画の策定等を行いたいので、提案するものでございます。

それでは、議案説明資料のほうで御説明申し上げますので、議案説明資料12ページをお開きください。

1、改正理由。これからの空き家等に関して、対策及び活用の促進を図るとともに、空き家等対策を総合的かつ計画に実施する空家等対策計画を策定するため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき所要の改正を行うものでございます。

2、経過です。これまでにおける空き家等の取組は、空き家等の対策として防災・防犯を目的に総務課所管で平成24年に条例を制定しまして、平成25年度から令和2年度にかけて、空き家等に関する相談52件のうち、25件は助言をするなどして、空き家の解体や修繕、庭木の適正管理などの解決を図ってまいりました。

また、空き家の活用としましては、空き家の有効活用と定住促進を目的に都市建設課所管で空き家バンク制度を実施し、平成19年度から令和2年度までの期間に空き家99件を登録し、うち29件の定住につなげてまいりました。

3、現状及び課題。適正な管理が行われていない空き家等の増加に伴い、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況を踏まえ、この様々な問題を解消するためには、所有者等から自らの責任において適正な管理を行うことが原則であります。その上で行政としては、所有者などに空き家等の適正管理及び活用の促進に関して啓発による意識浸透と理解の推進を行うことが重要であると考えています。

本市においても、空家等対策計画の策定などを行いまして、空き家等の活用も含めた対策をさらに推進する必要があります。

4、改正のポイントですが、今回の空き家等の対策に関することは、都市建設課が所管となり、従来の空き家等の対策の目的である防災・防犯に加えまして、今後の活用の促進の在り方を空家等対策計画の中で定めまして、現行の条例を踏襲しつつ対策と活用の両面を担う条例に改めるものでございます。条例第1条の目的に明記しております。

13ページを御覧ください。

主な改正内容でございます。

(1)空家等対策計画の策定。空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を策定する規定を追加しました。条例第7条になります。

また、空家等対策計画の策定はフロー図のような流れになります。対策後は市民と計画を

共有して実施を目指していきます。

(2)空家等対策協議会の設置。現行の空き家等適正管理審議会を空家等対策協議会に名称を改め、空き家等の対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行います。

また、空家等対策計画の策定に当たり、専門的な見地及び市民の視点から広く意見を求めるため、委員を5人から10人に変更します。条例第8条になります。

(3)支援体制の構築。空き家等の適正な管理及び活用の促進のため、所有者等に必要な支援を行う規定を改正します。

なお、空家等対策協議会等で協議を行い、支援内容を決定してまいります。支援内容は空き家等の基礎調査による整理を行った上で戸数等を把握して、現行の支援制度や国の補助事業、他市町村の事例も参考として支援を検討してまいります。条例第9条になります。

参考に、現行の鹿島市の支援の概要を載せております。

①に、鹿島市危険空き家等除却事業費補助金、以下補助要件になります。

②鹿島市空き家活用事業助成金、これが空き家バンク制度になります。

14ページをお開きください。

次に、国の補助事業を参考として挙げております。

①は空き家再生等推進事業による除却事業です。

②は活用事業になります。

(4)緊急安全措置についてです。適正に管理されていない空き家等が、行政代執行の手続による措置を踏んでいては、近隣住民への重大な危害を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、市長が必要最小限の範囲において緊急的に措置を行う緊急安全措置の規定を追加しております。条例第10条になります。

緊急安全措置を行う場合はフロー図に示しています。

まず、危険な状態が発生していると通報があり現地を確認した結果、周辺へ重大な危害を及ぼす可能性があるとして判断しますと、所有者や関係部局と協議を行った上で市が最小限の措置を行います。その際に措置費用がかかった場合は、所有者等から措置費用を徴収することを想定しております。

なお、注釈1と2については文言の説明になります。

続きまして、特定空家等に対する措置について説明します。

空き家等の調査を行った結果、その空き家等がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態等での理由により、特定空家と判断された場合は、法の規定による措置を行います。最終的に所有者等が特定空家等に対して必要な措置を履行しないときには、行政代執行による除却に及ぶこととなります。

なお、特定空家等に対する措置は、法第14条に則して行うこととなります。

15ページをお開きください。

特定空家等に対する措置のフロー図を示しております。

空き家等の調査を行って特定空家と判断した場合は、所有者に対して指導、助言、勧告、命令、公表、代執行の順序で措置を取ることとなります。また、行政代執行には2種類ありまして、所有者等が確知している場合は行政代執行の措置となり、措置費用を所有者へ求めることとなります。所有者等が確知できない場合は、略式代執行の措置となり、措置費用は所有者を確定できないことから行政で負担することとなりますが、執行後に所有者が判明した場合は所有者から徴収することとなります。また、市が利害関係者として家庭裁判所へ財産管理人の選任を申立て、財産管理人が土地を売却収益から費用を徴収することも考えてまいりたいと思います。

(5)その他です。①題名の改正。空き家等の活用を促進するため、条例の題名を鹿島市空家等の適正管理及び活用の促進に関する条例に改めます。②法の規定に即した条文及び用語の整理。法の規定がある条文を削り、引用する用語等について整理していきます。

6、今後のスケジュールについてでございます。今3月定例会に条例改正を上程しまして以下のスケジュールで進めてまいりたいと思います。令和4年5月には空家等対策協議会を設立しまして、6月頃に空家等実態調査業務委託を発注し、空家等対策計画を策定してまいります。令和5年1月には空家等対策協議会において空家等対策計画の承認を得まして、3月にはパブリックコメントを募集しまして、4月に空家等対策計画の公表と施行を予定しているところです。

7、施行期日は公布の日としております。

議案書にお戻りください。議案書14ページをお開きください。

改正する条例を掲載しております。

第1条に目的としまして、空家等の適正な管理及び活用の促進を図ることにより、空家等に係る倒壊事故、犯罪、火災その他の事故または事件を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを定めています。

第2条に用語の定義について定めております。

第3条に所有者等の責任として、所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適正な管理に努めることとしています。

第4条は、情報の提供。

第5条の立入調査につきましては、前条で情報提供を受け、適正な管理がされていない空家等が確認された場合、必要な調査ができることとしております。

第6条に公表として、法第14条第3項の規定による命令に従わなかった場合、所有者等の氏名や住所などを公表することができることとしております。

第7条に空家等対策計画につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。

第8条は協議会について定めております。

第9条の支援について。

第10条に緊急安全措置についても、先ほどの説明資料のとおりでございます。

第11条は関係機関との連携。

第12条に委任として、この条例施行に関する必要事項は、規則で定めるとしてあります。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長（角田一美君）**

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑ありませんか。6番中村和典議員。

**○6番（中村和典君）**

ただいま説明がありました議案第10号 鹿島市空き家等の適正管理に関する条例（全部改正）の制定について、大綱質疑ということでございますので、2点ぐらいに絞って質問をいたしたいと思っております。

まず、1つ目の質問でございますが、今回の条例改正のタイトルが「空き家等」ということで文字が入っております。この「等」の中には、今までずっと全国の事例等を調べておりますと、建物と一体となった土地、いわゆる宅地とか雑種地、ここが非常に解決の糸口を拒んでいるというふうな状況が各地で見られております。

それで、今回の鹿島市の条例改正の中に、空き家等の中に宅地とか雑種地、こういった土地まで含んだ対策を取られていくのかどうか、まず、この点について確認をいたしたいと思っております。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

空家等対策の推進に関する特別措置法というのがございます。その第2条のほうに空き家等についての定義がございます。「「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態でもあるもの及びその敷地をいう。ただし、国又は公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」となっておりますので、その土地に附属する工作物とか、あと、庭木なども含まれてくるものと考えます。

**○議長（角田一美君）**

6番中村和典議員。

**○6番（中村和典君）**

それでは、もう一点、確認の意味で質問いたしたいと思っておりますが、鹿島市においてもやっとうこういった空き家対策について本格的に対応がなされるということで、非常に期待をいた

しております。それで、一番の問題は、この空き家対策の取扱いについて、市民とかそういう対象者に対していかにこの事業というのを知らしめるか、ここがまず第一のポイントじゃないかと思っております。

そういったことで、今まで担当課長のほうから詳しく説明をしていただきましたけど、鹿島市として今後この条例が可決された後に、対象者とか市民に向けての啓発、こういったことについてどのようなスケジュール、あるいは内容等について考えておられるのか、まず、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

まず、特定空家とか調査して認定されますと、指導、助言していかなければなりませんけれども、その前にやはり地元のほうから情報を得なければなりませんので、まず、区長さんあたりに御説明とか、区長会などに説明とか、あと、市報のほうに掲載して市民の皆さんにお知らせするとか、あらゆる方法を使って周知を図ってまいりたいということで考えておるところでございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

これが委員会付託になるわけですけど、私たちの委員会ではなく総務のほうに回されると思いますので、何点か質問させていただきます。

事前に全員協議会で説明を受けたわけですけど、そのときも私は質問しておりましたが、これが最終的にどのくらいの効果が期待できるのかというところが一番です。

まず1点目、これを条例の制定、改正をするまでの経過の中で、平成24年に条例を制定し、平成25年度から令和2年度にかけて空き家等に関する相談52件のうち、25件は助言をするなどして解決を図ってきたということですけど、今、令和3年度が終わろうとしております。

そういう中で、相談というよりも、私は苦情が多いんじゃないかなと思うんです。各地区の区長さん方から、ここが非常に危険であるとか、もしこのまま空き家の状態だったら、やっぱり火事の心配があつて隣に移る危険性があるとか、そういうふうな苦情というものが令和3年度までにどのくらい地区から上がっているのか、把握されている分をお答えください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

相談が52件あっているということです。どうにかできないかという苦情的なものがほとんどでございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

詳細な資料は今手持ちじゃないでしょうから、そういうふうな御答弁になるんでしょうけど、私が住んでいます浜においても、区長さん方からそういうふうな御相談というか、どうすればいいか、行政はどういうふうなことをしてくれるんだという相談は受けます。

そういう中で、私はこの資料等を読みながら感じたのが、参考の資料として置いてある現行の鹿島市の支援、それと、国の支援、これを使って空き家の対策を持ち主がされたのがどのくらいあるのか、これが非常に私は関心があります。全くこれが活用もされていなくて法改正に持っていくのか、これについてお答えください。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

現行の支援ですけれども、鹿島市の支援で危険な空き家等除却事業費補助につきましては、現在1件、補助を行っているところです。これにつきましては、属する世帯の市町村民税の非課税世帯であることが条件になっておりますので、その中で1件、上限に500千円の補助をしているところでございます。

それと、空き家対策活用事業につきましては、先ほど申したとおり、99件の空き家の登録がありまして、その中で市外から来られた方に対して補助をしているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

そこで、ちょっとやっぱり考えないといけないのは、非課税世帯という項目ですよ。もちろん、皆さん自分から言い出してそういうふうな空き家をきれいに更地にしましょうという方がどれくらいいるのかなと。今多くの若い人たちは、鹿島市内、街部以外に住んでいらっしゃる方も、家を建て直すときにその持家をそのままにしておいて、そして、街部のほうに家を建てるとか、そういうふうな形がやっぱり多いと思うんですよ。

だから、私は全員協議会のときにも言いましたが、行政代執行という言葉は嫌いです。こ

れは最悪の事態、人に本当に危害を及ぼす、そういうときでなければ使うことはできないと私は思っております。ですから、これは慎重に作業をしなければならないでしょう。

それと、全員協議会でも私は述べたとおり、固定資産税の掛け率、建物がそのまま残っている場合と更地にした場合の税金の課税額が違うというところ、ここもやはりどうにか考えないとなかなか難しいかなと思っております。

最後の質問をします。

この改正をやることによって、担当課は効果をどのくらい期待していますか。形だけ法改正というふうにしていくのか、それを最後にお聞きいたします。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

効果ですけれども、まず、この条例を制定しまして空家等対策計画を策定します。この段階で鹿島市内に空き家がどれくらいあるのか、それと、どういう原因で空き家になっておるのかということ把握しまして、じゃ、それをどうすればいいのかという対策が打てるかと思えます。こういうことが空き家が減ってくるという効果につながってくるのかなということ考えているところでございます。

**○議長（角田一美君）**

10番伊東茂議員。

**○10番（伊東 茂君）**

最後のページに書いてある今後のスケジュール等を見ていると、今年3月議会でこの案を上程して、そして早速、協議会を設立していくと。そして、この空き家等の実態調査を6月というふうに書いております。委託を発注していくと。できれば新しい令和4年度秋口ぐらいには、そこの辺りの調査結果等を全員協議会並びにどこかの機会で議会の中でも公表していただきたい。やはりその空き家の隣とか近くにいらっしゃる方は、迷惑をされている方は多いと思いますので、そこの辺りが分かれば、ぜひともそのときは議会等で報告をお願いします。

以上で質問を終わります。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

**○12番（徳村博紀君）**

二、三お伺いをいたします。

私、担当の所掌じゃないので質問させていただきたいと思いますが、まず、条例の第9条のところに、「市長は、空家等の適正な管理及び活用の促進ため必要があると認めるときは、



所有者等に対し、別に定めるところにより必要な支援を行うことができる。」というふう  
に書いてあります。

先ほど議案説明資料で説明を受けた参考のところ、現行の支援の概要ということで補助  
金及び助成金を書いてありますけれども、別に定めるところにより必要な支援というのは、  
これ以外の支援もあるということで理解してよろしいんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

現段階での支援は、市のほうで2つ、国のほうで2つございますけれども、今後、実態調  
査を行いまして空家等対策計画の策定に当たって協議会をつくっていきます。その中で、ま  
たほかにどういう支援をしたらその空き家の問題が解消していくのかというのを検討しまし  
て、協議会の中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど補助金、助成金の質問をしましたがけれども、今度ほとんどの場合、この助成金、補  
助金、こういったものを受ける場合の条件として税金の滞納がないというのが前提になっ  
ていると思いますが、この補助金、あるいは助成金に対してもそれが前提となるのかどうか、  
お伺いします。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

この支援策というのは、あくまでも空き家というのは個人の資産でございますので、そこ  
に税金を投入するわけですので、市民の皆さんの御理解を得なければなりません。それで、  
次の支援策というのはまたこれから協議会の中で検討していくこととなりますので、今後、  
協議会に諮って決めていきたいと思っております。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

通常、滞納ということがあれば、こういった助成金、補助金というのは出せないように  
なっているんじゃないかなと思いますけれども、危険空き家とかいう場合はまた別の話だろ  
うと思いますので、そういったところを協議会の中で慎重に話し合いをしていただきたいとい

うふうに思います。

最後にしますけれども、行政代執行というのが最終的に行われた場合、この行政代執行を行う業者を選定というのはどのような形で行われるんですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

業者の選定ということでございますけれども、まず、行政代執行をなかなか経験したことがございませんので、それも今後いろんな事例箇所を聞きながらしていくわけですが、昨年末に隣の白石町さんのほうで行政代執行がございました。そこら辺もありますので、事例も聞きながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第10号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託をいたします。

#### 日程第5 議案第11号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5．議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は17ページ、議案説明資料は18ページでございます。

まず、議案書17ページをお願いします。

議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、提案理由といたしましては、人事院の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に準じ、職員の育児休業に関しての所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。議案書18ページがその改正内容でございます。

それでは、以上の具体的な改正内容につきまして議案説明資料により御説明いたしますので、よろしくをお願いします。

議案説明資料の18ページをお願いします。

議案第11号の説明資料でございます。

まず1項目め、改正理由でございますが、人事院の「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に準じ、職員の育児休業に関しての所要の改正を行うものでございます。

次に、2項目め、改正内容でございますが、次の3点でございます。

まず1点目は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和でございまして、これまで定められていました「在職期間1年以上」の取得要件の撤廃でございまして、条例の施行後は採用当初から育児休業及び部分休業の取得が可能となります。

次に、2点目といたしまして、育児休業の取得意向の確認でございまして、任命権者は、職員または職員の配偶者が妊娠・出産したこと等を任命権者に申し出たときは、育児休業制度の周知及び育児休業の取得意向の確認を行うなど、職員に寄り添った立場で育児休業の取得を促進しなければならないとするものでございます。そして、任命権者は、申出を理由として職員が不利益な扱いを受けることがないように配慮しなければならないとするものでございます。

次に、3点目として、勤務環境の整備に関する措置でございまして、職員に対する育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置を行うとするものでございます。

次に、3項目め、施行期日でございますが、本定例会の議案可決をもちまして令和4年4月1日から施行予定とさせていただきます。

下段のほうには参考として、非常勤職員の介護休暇等の取得要件の緩和につきましても、子の看護休暇及び短期介護休暇並びに介護休暇及び介護時間も併せて規則による改正を予定しております。

次に、16ページと17ページにつきましては今回の一部改正に係る条例の新旧対照表となります。ただいま御説明いたしました改正内容に基づいて、第2条が育児休業、第20条から24条までが部分休業、第25条が勤務環境に関し改正を予定させていただきます。

以上で議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

何点か質問しますので、よろしくお願いします。

まず初めに、育児休業やその他の介護による休業に関して、その間の給与のことになると思いますが、非常勤職員の範囲が鹿島市で大体どのくらいあって、どういう方が対象になるのかということと、育児休業や介護休暇などによって、そのときは休んでもらって、どういう

ふうに報酬、給与とかがなるのかについてお尋ねします。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まずは非常勤の範囲と対象、そして、報酬、給与の4点でお答えいたしたいと思います。

まず、その範囲ですけれども、今回の育児休業、部分休業の対象となる方たちですけれども、鹿島市の場合でございますが、3種類の職員、1つ目が再任用職員、そして、2つ目が任期付きの職員で、3つ目が会計年度任用職員ということで、その対象は3つの職員の範囲が全てになります。

続いて、報酬、給与の形態でございますが、今回、育児休業中に給与、報酬は支払われるかどうかという部分でございますが、まず、給料の支払い自体は市からはございません。ただし、育児休業については、正規職員の場合は共済組合のほうからの給付、そして、非常勤、今申しました再任用、任期付会計年度の職員は雇用保険に加入しておりますので、そのほうから給付がございます。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。市からの持ち出しはないということですけど、共済組合だったり社会保険の事務所から給料が支払われると思うんですけど、標準の報酬額など、どのくらいの割合が支払われるとかはあるでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

育児休業に関して先ほどお答えしましたところで、正規の場合は共済組合、そして、非常勤の場合は雇用保険というところがございますが、その給付額につきまして、標準的に数字的、日数的に申しますと、180日以内は標準報酬額の100分の67、そして、180日以降につきましては、標準報酬額の100分の50となっております。ただし、子供さんが1歳に到達するまでの間ということで期間のほうも定められているところです。特例の場合は2歳までというところも定められております。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。例えば、鹿島市でいったら会計年度任用職員が非常勤の中で大多数を占めると思います。会計年度でいっても放課後児童クラブの方が非常に多いと思うんですが、そういった方が、例えば、4月から雇用されて、すぐ妊娠されて出産されて育児休業をされる場合に、そういった場合も適用がされるということですよ。育児の場合はですね。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

今回の改正によりまして、今、議員おっしゃいました会計年度任用職員が採用されて半年といわず、すぐ育休が取れるかというところでの適用かどうかということですが、それは冒頭の説明の中でありましたとおり、採用当初から休業の適用ということで、そういう判断で、すぐ取得可能です。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。働き方改革などで、こういった子育てがしやすいとか介護がしやすいような社会というのは非常によりよいものになっていくと思いますのでいいんですが、一方で心配なのが、例えば、育児する世帯とか介護しなければならない方、そういった人が、例えば、会計年度任用職員とか非常勤とかに採用されづらいような案件とかが出てくるんじゃないかなと思うんですよ、そもそもがですね。この方は出産されるかもしれないから採用を控えておこうとか、そういったことにならないように、これまでどおりそういった体制づくりというのと同時に考えていかなければならないと思いますけど、その辺についてもしっかり考えられていますでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、近年の働き方改革で、特に育児世帯とか介護世帯が増えていく中で、市としては——鹿島に限らずですけども、採用時点でいろいろな形の条件つきということではできないと判断しておりますので、採用後に、今回でいえば育児休業や、あるいは介護等の必要が出たときは、今回の条例改正に基づいた形での対応を市としては行っていくということで考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

1点だけ。2番の育児休業取得意向の確認ということで、職員または職員の配偶者が妊娠・出産したことを任命権者らに申し出たときということになっております。職員または職員の配偶者というふうに書いてありますけれども、職員同士が夫婦の場合はどのような取扱いになるんですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

(2)番にあります育児休業の取得意向の確認ということで、これは全職員に適用になりますけれども、これでいえば正規の職員、そして、正規職員の配偶者、夫婦も市役所の中にいますが、本人か本人の配偶者、当然、どちらかでもいいんですけれども、そういう形で総務課のほうに申出を行ってもらって、それで、今回の改正に該当するときは適用を行うということで、この内容は判断しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

それでは、奥様がお休みされるのは、これはもう絶対なんでしょうけど、旦那さんも休みたいというふうに、両方とも休みたいという場合の申出があったときはどのような対応ですか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

この内容につきまして、先ほどの中で併せてのことになりますが、両方同時ということはできませんので、話し合っていて、いずれか片方が、今回でいえば育児休業を取っていただくという形になってまいります。

以上です。

○議長（角田一美君）

12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

先ほど御答弁いただきましたけれども、どちらかという形なんだろうけど、申出を理由として職員が不利益な扱いを受けることがないように配慮しなければならないという条項もあります。2人とも休んだ場合というのは、これは不利益というふうに考えてそういう対応をされるんですかね。どういうふうな考えで先ほどの答弁になったのか分かりませんが、2人とも休みたいというケースも中には出てくると思うんですね。これで職員が、例えば、それは不利益じゃないんですかと言われた場合は、市としてはどういうふうに対応をされるのか。

○議長（角田一美君）

大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

お答えします。

同時に取得できるかどうかということですが、育児休業そのものが夫婦のどちらかが育児休業に専念するということでありますので、同時に申請すれば、いずれか、夫か妻か交互に取得して育児に専念するという考えの基になっているということでございます。（同ページで訂正）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わります。

採決します。（発言する者あり）ちょっとお待ちください。発言ありますか。大代総務部長。

○総務部長（大代昌浩君）

先ほど私の答弁で、同時に取得することができないということですが、出産した後、ほかの子供さんがいるということもありますので、夫婦それぞれ同時に取得することができると制度が変わっているということでもありますので、不利益にはならないということで、先ほどの答弁については訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（角田一美君）

先ほどの答弁修正ということでよろしいでしょうか。

ここで採決します。議案第11号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時25分から再開します。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第6 議案第12号

○議長（角田一美君）

次に、日程第6．議案第12号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第12号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書と議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

まず、議案書の19ページを御覧ください。

議案書12号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置に関して所要の改正をいたしたいので、この案を提出するものでございます。

改正の概要につきましては、議案説明資料で御説明いたしますので、議案説明資料の25ページを御覧ください。

改正理由ですが、今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布され、地方税法等の一部改正が令和4年4月1日から施行されることに伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置に関し、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置でございます。

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、子育て世代の経済的負担を軽減するため、令和4年度から未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を5割減額するものでございます。

また、低所得者世帯に係る軽減措置の対象世帯は、その軽減後の均等割額について未就学児に係る均等割を行うものでございます。

議案説明資料25ページの中段には、参考として軽減のイメージ図を載せております。例え



ば、左端の7割軽減世帯の欄を御覧いただきますと、7割軽減後の残りの3割の5割分である1.5割の網かけ部分を軽減し、残り1.5割分、点線部分を均等割額として賦課することになります。5割、2割の軽減世帯においても同じように、低所得者世帯軽減後の残り5割を軽減いたします。

一番右端の軽減なし世帯では、未就学児の均等割額全体の5割の網かけ部分を軽減し、残りの5割部分、点線部分を均等割額として賦課することになります。

また、この改正に合わせて、法律を引用する条文や字句の整理を行うものでございます。

具体的な軽減措置の内容については、26ページの参考、軽減措置を適用した際の均等割額一覧及び対象者、対象者世帯数、減額金額の試算で表しております。

7割軽減世帯における未就学児に係る減額措置後の均等割額の合計は、改正前29,800円が改正後は4,770円、5割軽減世帯では7,450円、2割軽減世帯では11,920円、軽減なし世帯では14,900円となります。

対象者は209人、対象世帯は139世帯、本制度導入に伴う影響額、減額金額は2,279千円と見込んでおります。

なお、減額措置分の公費負担の割合は国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1負担することとなっております。

施行期日は、未就学児に係る均等割額の減額措置については令和4年4月1日から、その他の改正内容につきましては公布の日といたします。

議案説明資料の19ページから24ページは今回の条例改正に係ります新旧対照表でございますが、説明は省略いたします。

以上で議案第12号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま国保の均等割の問題で、一部未就学児の半額補助というのが提案されておりますが、国保税が非常に高いと言われている中で、取りあえず国保税を引き下げるために未成年者の均等割をやめるべきだということを私は一貫して主張しております。

それで、お尋ねをしたいと思いますが、今回は未就学児だけです。ということで、2,200千円ぐらいの影響額だということですが、均等割を全部なくすとして、小学生まででどれくらいお金がかかるのか、それから、中学生まででどれくらいかかるのか、高校生まででどれくらいかかるのか、まずそれをお尋ねしたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

お答えいたします。

均等割額の未成年者及び世帯について調査のほうを行っております。未成年者合計で、国保世帯の中で732名、世帯数が373世帯となっております。

この対象者に対して軽減を行った場合、5割軽減を行うとすると8,000千円、これを全額軽減いたしますと16,000千円となります。

以上でございます。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま全体が732人ということで、16,000千円あればこの均等割を取らなくていいと、そういうことだと思います。

私はこれは一貫して訴えているんですが、今、市民の皆さんたちの国保税が高いということとは本当に何よりも頭の痛い問題ですよ。特に、最近のコロナ禍の中で収入も減って、いろんなものも大変な状況になっているときに、同じような形でいくということは非常に厳しいものですが、この16,000千円、このお金が子供たちのために出せないかということですよ。少子化問題が叫ばれております。いつも申し上げておりますが、少子化対策を口だけで言っても、実際に子供を持って育てていく上でいろんな困難がありますが、まず一番最初、オギャーと生まれた途端、均等割、税金が発生するわけですよ。そういう中で、本当に子供が欲しいという人たちが安心して何人も子供をつくっていけない、そういう現状というのは非常に強いんですよ。だから私は、少子化対策の一つとしても、それから、本当に皆さんたちの国保税が高過ぎるという、その声に応じていくためにも、16,000千円というお金、本当にどうなんですかね。

課長に言っても課長に決定権はないかも分かりませんが、こちらのほうからお答えをいただいたほうがいいんじゃないかと思いますが、その辺についてのお考えはいかがなんでしょうか。私は何としてもこの問題だけは早く解決をしていかないと大変な状況になっていくと思います。その辺について責任あるところからお答えいただければと思います。市長でも結構です。お願いします。

**○議長（角田一美君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

御指名ですからお答えいたしましょう。

これは急に出てきた問題ではなくて、昔から、制度が発足したときからいろいろあった問題ではあるんですよ。

そこで、簡単に言いますと、16,000千円をどうかというよりも、その一番根っこにあります国保の税金の算定の仕方ということに問題があるわけですよ。その中で具体的に言えば、均等割をどうするか。これはずっと問題になっていまして、一番新しいのでは今年の、これは全国市長会でも話題になりまして、ずっと市長会で話題にはなっているんですよ。みんな頭にあるのは、基本的にやっぱり、これは本当に赤ん坊から全部同じ額でいいのかいというのは疑問があるわけですよ。

そこで、ずっと議論をしてきて、取りあえず得た結論が、文章をそのまま読んだほうがいいと思いますから、市長会で決まったこと、子供に係る均等割の保険料、税ですよ。軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、つまり残りは払わんといかんわけですから、必要な財源を確保した上で、対象年齢や軽減割合を拡大するなど制度を拡充するというのが、これから変わってきたわけですよ。それまでは、こういうのはできればやめてもらいたいと、あるいは全部国で払ってもらいたいという話だったんですけど、ここまで来たということですよ。

ですから、議論は議論としてお受けしますし、引き続き——例えば、今の制度からいうと、4分の1はたしか払わんばいかんということになりますから、そうじゃなくて、もう全部面倒見てくれんねという話になるということが終着点でしょうから、それに向けてこの議論は続くと思います。

ただ、私の判断でいえば、これが1つステップが上がった。だから、そこから先の議論は議論としてあり得ますが、全部やめてくれという議論もありますから、次のステップに向けて、また議論がされていくということになるかと思っています。

ただ、16,000千円がどうかじゃなくて、国でいえば、全額では大変な金額ですからね。これはこれで1つステップが上がったということで評価するということだろうと思います。次のステップに向けての議論だと思って、それは関係者全部頭に置いておかんといかん、そういうふうに思っています。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろありますが、この問題については私も、政府にいろんな要請に行くときもいつも申し上げてきております。最終的には国の対応が悪いということをはっきりしていると思うんですよ。今回も、本当にこれだけでもしてもらったのは、まだいいですよ。

しかし、国は本当に形だけ。ほかに無駄なお金をいっぱい使っているじゃないですか。1回ぼんとやられれば駄目になるような、軍事費なんか莫大な金を使っているでしょう。子供たちのことを考えると、そういうお金をやっぱり使っていくべきだと思うんですよ。

今回も本当に、これだけのことを国がやったよというパフォーマンスとしか言えないくら

いの対応だと私は思うんです、言いたくないけど。だから、やっぱり私たちが国のそういう姿勢を変えるために、地域から大いに声を上げると同時に、それに対抗した施策を地域でもやっていくことが私は大事だと思うんですよ。既に全国でもこれを廃止している自治体もありますよね。

しかし、今見ていますと、国はそういうのを独自でやれば、交付税ですか、そういう補助金をやらないなんて、そういう圧力をかけるわけですよ、自主性も何もない。そういうことを今国がやっているわけですが、それに対して御無理ごもっともと言っていたら、本当に私たちの子供はどうなるでしょう。これから先もっともっと子供を増やしていかなといかんといいときに、こういう問題で引っかかったりなんかしてくると本当に大変だと思うんですよね。

だから、いろいろ申しますが、本当に最終的には国の態度です。政府がどういう態度を取るかということにかかっていると思いますが、いろんな政策に対して、国がそういう形でやってきて、許せるものではありません。ということになりますと、そういう政府を変えるしかないといか言いがありませんが、一遍に変わるわけではありませんが、私はぜひ、市としてもいろんな困難はあると思いますが、少しでも市民の声を上に上げるという形で、これはこれとして出てきた、国としても独自のことをすれば制裁措置を取るといことを言っていますが、そういうのに負けずに全自治体が立ち上がっていくことが国の姿勢を変えるということにもなると思いますので、私は後は言いませんが、これまでも何年私も言い続けたでしょう。これをぜひその方向で取り組んでいただくということをお願いしたいと思います。

今回出ておりますことについては不満もありますが、まあ、ここまで来たことで、それはそれとして受けていきたいと思しますので、これから先のことをよろしくお願ひしたいと思います。私ももちろんこれからも国にも直接要求をしながら取り組んでいくことを申し上げまして、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第13号

○議長（角田一美君）

次に、日程第7. 議案第13号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

それでは、議案第13号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は22ページ、議案説明資料は27ページとなります。

最初に議案書22ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、市の許可を受けた一般廃棄物処理業者が行うし尿の収集及び運搬に係る手数料の規定を見直したいので、この案を提出するものでございます。

23ページにつきましてはその改正内容でございますが、具体的な改正内容につきましては別冊の議案説明資料にて説明をいたします。

それでは、説明資料28ページをお願いいたします。

初めに、改正内容でございますが、現在、し尿の収集及び運搬は市の直営では行っていないため、し尿くみ取り手数料に関する条例の規定から削除するものでございます。

次に、3、し尿処理事業に係る主な経過について御説明をいたします。

昭和29年11月より、市の直営によりし尿処理事業が開始され、昭和33年より民間事業者による事業が開始されました。昭和46年9月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されたことを受け、翌年10月1日、事業の主体を許可業者として、くみ取り手数料を条例に規定した鹿島市廃棄物処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例が施行され、今日に至っているところでございます。

次に、4、し尿処理事業の運営方法でございますが、事業の主体は市町村と許可業者に大別されますが、主体が市町村の場合、実施方法は直営方式と委託方式になります。いずれの場合も市町村が費用を負担することとなり、くみ取り手数料は市町村の歳入となります。

一方、主体が許可業者の場合、許可業者が事業を実施するため、許可業者が費用を負担し、くみ取り手数料も許可業者の収入となります。

現在、鹿島市では、事業の主体を許可業者として事業を運営しているところでございます。

次に、5、条例改正後の許可業者のし尿くみ取り手数料の協議について御説明いたします。

許可業者がし尿くみ取り手数料の改定を希望するときは、原価計算書等の資料を添えて、改定理由、改定期を明示した趣意書を市長に提出いたします。そして、市長は改定内容を鹿島市環境基本条例第18条に規定する鹿島市環境審議会に諮問し、その答申の結果を許可業者へ通知するものといたします。

6、今後のスケジュールにつきましては、令和4年4月以降、許可業者からし尿くみ取り手数料改定の趣意書が市に提出されれば、最初に環境審議会の委員を選定し、市は改定の内容について協議を行います。その後、6月に環境審議会へ諮問いたしますが、1回目の審議会ではこれまでの経緯や内容について説明をいたし、2回目に許可業者からの経営状況、改定内容について説明を受け、関係人からの意見を聴取いたします。このとき、議会の御意見をお伝えすることといたしております。それを踏まえ、改定内容について審議していただき、3回目の審議会で決定されることとなります。この答申結果を受け、許可業者はくみ取り手数料を設定し、市は議会に改定内容を報告いたします。また、市及び許可業者は8月から9月に市民へ広報し、10月から許可業者によるし尿くみ取り手数料が改定されることとなります。

なお、本条例の施行期日は令和4年4月1日でございます。

参考といたしまして鹿島市環境基本条例の抜粋を掲載しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

27ページに戻りますが、ここは今回の一部改正の新旧対象表となります。第7条第2項の規定を削除し、別表第2を左欄の表に改めるものでございます。

最後に、申し訳ございませんが、議案書23ページをお願いいたします。

下方のほうに記載をしております経過措置でございます。この条例による改正後の鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の規定にかかわらず、一般廃棄物処理業者が行うし尿の収集及び運搬に係る手数料につきましては、事業者が料金を定めるまでの間、従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第13号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。10番伊東茂議員。

**○10番（伊東 茂君）**

10番議員、伊東茂です。

この案に関しましては全員協議会でも取り上げていただき、説明を受けました。今また改めて担当課の説明を聞いておりました。そういう中で、特にし尿処理に関して、これが鹿島

市のほうで条例を施行したのが昭和47年、西暦1972年、50年がたっております。やはり今、この業者の皆さん、厳しいところ、それは耳にしております。その当時、これを施行したときと比べると、下水道の整備等も進んできて、し尿処理の戸数も減ってきたらと思うっております。そういう中で、下水道整備がされていない地区、特に七浦であったり、浜であったり、そして、能古見、古枝とか、そういうふうな地区の方は、やはりこの業者の方に来ていただくことが非常に助かっているという面があります。

そういう中で、令和4年5月以降から環境審議会委員を選定するということでもあります。県内のほかの市町の料金についても資料は頂いております。そういうふうなものを考えると、やはり改正をしていく準備といいますか、それは整えていく必要があると思います。

もちろん、このし尿処理の料金に関しましては、市民の皆さん、利用されている方は、公共料金に近いところがあるかも分かりません。そういう中で、しっかりと審議をしていただいて、そして、皆さんが納得する料金設定に変えていただければなと思っております。

全員協議会のときにも私は質問をいたしました。この環境審議会のメンバーについて、どういふ皆さんで審議を行っていくのか、再度御答弁ください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

環境審議会のメンバーということのお尋ねでございますが、私どものほうで現在考えておりますのは、学識経験者、それと関係行政機関の職員ということで県の保健所のほうにお願いをしたいというふうに思っております。

そして、関係団体ということから、農協、漁協、あるいは商工会議所、それと環境関係に尽力をいただいております鹿島市の環境推進協議会、それと区長、それと市の職員も入って審議会を開催できたらなということで考えているところです。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。学識経験者を筆頭に、様々な分野からこの審議会に参加をされるということです。

それでは、この審議会の座長は誰がやるんですか。行政が行っていくんでしょうか、それとも学識経験者が座長としてこの審議会をリードしていくのか、それについてお答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

審議会の座長についてのお尋ねでございますが、この審議会につきましては、私どものほうで主導するわけではございません。したがって、今申し上げた参加者の中から互選していただくということで私どものほうは考えているところでございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。最後に課長がおっしゃった、行政は主導しないと、それは私からもお願いをしたいと思います。審議会自体、互選で座長、委員長を決めて進めていくということですので、しっかりとした審議が行われることを期待しております。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。14番松尾征子議員、長くなりますか。（発言する者あり）

そしたら、ここで休憩に入りたいと思います。午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第13号の質疑を続けます。

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの問題について質問したいと思いますが、今回、特に手数料の在り方、決め方の改定ということになるわけですが、そもそもやっぱりこういうふうになってきたのは、今日、くみ取り関係の状況が非常に変わってきたということにあると思います。公共下水道ができて、そして、多くの人たちが公共下水道に加入をし、くみ取りをする人たちが少なくなった。そういう中で、業者の人たちはその仕事をやっていく上で、本当に営業的にも大変な状況になってきたというのがあると思います。

まず、お尋ねをしたいと思いますが、くみ取り料金が今決められておりますが、大体何年間ぐらい据置きになっているんですか。まず、そこからお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

ただいまの料金につきましては、平成11年2月に改定をされて以来、現在の状況に至っている状況であります。ですので、23年程度経過しているというような状況であります。



○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

23年ぐらいそのままということですが、経営をするほうから見ますと、その間、物価の問題についてもいろんな問題について大変なことだったと思うんですよね。23年といいますと、本当長いですよね。

そういうことでもう一遍お尋ねをしますが、その頃から今まで公共下水道に加入をした市民の人たちがどれくらいあったのか。結局、業者が仕事をする分が減った分になるわけですが、何世帯ぐらいあったのか、まずお尋ねをします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

平成10年以降の世帯数の減少についてのお尋ねでございますが、世帯数というよりも、収集量で把握しておるわけですが、その頃と比べると約11%ぐらい収集量が落ち込んでいるというような現状にあります。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

11%ぐらいの落ち込みといたら、金額的にしたらどれくらいになるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

原料から換算をいたしますと、約19,000千円程度ぐらいの収入減というような状況になります。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

19,000千円と一口に言いますが、この間、それを運営されてきた人たちは本当に大変だったと思います。25年となりますと、そこに働いている人たちの賃金の問題、その他もいろいろあったと思いますが、そういう皆さん方のいろんな賃金その他の条件の問題なんかについても、取組はしていかなくちやいけなかったと思いますが、収入はそこまで減った中で運営をするということは、そこだけ見ても本当に大変だったんじゃないかと思います。そして、その間、物価もどんどん上がってきていると思います。そういう中で運営をされてきておりますので、営業される人たちから大変だという声が出るのは当然のことだと私は思い

ますね。それを今までほったらかしにしておいたというのはやっぱり大きな問題があると思います。

そういう中で、今回、料金の在り方を変えていくということになるわけですが、私は思います、このくみ取りという仕事は、環境問題については当然、行政が行わなくてはならない仕事だとずっと思っています。だから、それだけの責任を持ってやっていかななくてはいけないわけですが、最初は直営でやっていたのが民間委託ということになりまして、こういうふうな形の体制を取っていただいておりますが、それはそれとしていいわけですが、お願いをした人たちが本当に安心して仕事ができるように、市民サービスが十分にできるようにするには、本当に行政としての責任がないと思います。

そういう面では、これまで二十何年間、料金の問題をほったらかしにしてきたというのは、市民の皆さんにとってはそれでよかったかもしれませんが、運営をしていく業者の人たちにとっては、それは本当に並大抵のものじゃなかったんじゃないかと思います。特に、ここ二、三年、コロナ禍の中では、仕事をする中でもする人たちが、まさに命をかけてと言ったら言い過ぎか分かりませんが、そういう中で仕事をなさってきていると思います。

私は1つ基本的にお尋ねをしたいのは、何度も申し上げますが、この仕事というのは当然、行政が責任持つべきだと思いますので、今回のように料金が行き詰まったということで料金の改定をする、そういうことじゃなくて、私は当然この仕事については行政がすべきだということに立って、必要経費は行政が持つべきだと、くみ取りに必要な経費は市が持つて、そして、委託は委託でいいと思いますが、そういう形をしてやることは私は一番大事だと思っております。これは常にそういうふうにも思っておりましたし、全員協議会の席でもそのことを申し上げたと思いますが、そういうことは全く考えられないのでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

お答えをいたします。

先ほど20年間の減収をということでお伝えいたしましたけれども、これに対する市の手だてとしましては、下水道が普及したということがあります関係から、代替的な業務をお願いすることで、この溝を埋めるように努力をしてきているところでございます。

それと、ただいま御質問をいただきました体制の話です。

これについては、鹿島については昭和29年からこの事業が始まったということで大変古い歴史的なところがありまして、その間、処理の施設のところでなかなかうまくいかなかった関係から事業者の主体になったというような歴史的な経緯があります。

それで、今、業者さん、この事業について参画をしてもらっているわけですが、そこら辺の事業者の都合については私たちのほうも考慮いたしまして、できれば現体制でいき

たいというふうに思っていますし、それに対する不都合とかいう話は、今回、趣意書を頂くということの中に入っていたいただければ、そういうことを踏まえて審議会のほうにお諮りをして対応できるものというふうに考えております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

公共下水道事業はこれで終わりじゃなくて、これからも進んでいくわけでしょう。今後そういうの見込んでいきますと、この数年間のうちにどれくらいさらにくみ取りの仕事というのが減少すると見込まれますか。公共事業の進み具合もあると思いますが、最終的な目標としてどれくらいしていくようなことなのか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

公共下水道につきましては、今現在、鹿島市の人口は約2万9,000人程度でございますが、最終的には1万2,000人ぐらいが下水道のエリアということで考えております。ただ、まだ普及率が40%ぐらいで、接続率につきましては、そのエリアの中で7割ぐらいはしてもらっているわけですが、最大でも下水道のエリアということで2万9,000人に対して1万二、三千人が——最終的な現在の人口と比較しますと、その程度になろうかというふうに思います。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いずれにしても、どれだけの量で減っていくかというのは分かりませんが、今数字をおっしゃいましたが、減っていくのには変わりないわけですね。ということになりますと、その分だけまた仕事量が減っていくということになるわけですね。そういう中で、料金をどういうふうに決めていくかということが出てくると思うんですよね。今回、審議会をつくって、料金はその審議会で審議をするという説明が先ほどありましたね。これは、ざっと申しますと、業者の人たちが必要な分を提出して、そして、それを審議されて決まるというようなことになっていると思いますね。

そうなった場合に、くみ取りの仕事が減っていくということになりますと、本当に今よりも大変な状況が生まれてくるのは目に見えていると思うんですよね。そうなりますと、その減ってきた時点で、さらにまた料金のことをいろいろ検討するということになりますと、本当にくみ取りをしていただくほう、市民の人たちは、それこそどこまでくみ取り金額が上がるか分からないというような、そういう心配があると思うんですよね。だから、私はそうい

う問題がありますので、特に先ほど申しましたように、当然、行政がしていかななくてはいけない仕事だからそれは行政で見るべきだということを申し上げました。

それはそれとして、今回、審議会というのに委員を10名ぐらい出して、先ほど具体的にどういう方たちが出ていただくということでは申しましたが、私は議員として1つ問題と思うのは、審議会がありますと、審議会の中ではその料金についての審議がなされるでしょうけど、私たち議員としては直接その賛否を問うこともできないし、意見は先ほど出たところで提出をしますとおっしゃいましたが、それでは本当に私たちが市民の立場でやっていかなくてはいけない仕事が十分にできないようになるという心配をします。

私たちは今までいろんな意見を言いながらその審議をしてきたわけですけど、市民の立場に立ち、また、業者の皆さんの立場に立って、どうしたらいいかというのを真剣に考えて議会でも審議をしながら決めてきたと思いますが、今回のような形になると、全くその辺が、議会に幾ら説明をされて、後で審議をされる、議会から出た意見は審議会に言いますよといったって、直接私たちの意見が通るわけではない、私はその辺を非常に心配するんですけど、いかがでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

今までの経緯で申しますと、条例で掲げていた関係で議員の皆様の方にお諮りをして条例改正という形で議員の意見を聞いておるわけです。これはこれで大変慎重に審議していただいておりますので、それを否定するわけではございません。

ただ、今回、審議会に判断を委ねるということで考えておまして、そこでは学識経験者をはじめ、各団体の代表の方に参画いただいて、できるだけ広い視点で審議していただくということで思っておりますので、この審議会についても、議会での審議に負けにくいぐらいの、劣ることのない慎重な審議がなされるものと我々のほうは期待をしておるところでございます。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私は審議会の人たちの力がないとか十分じゃないとかそういうことを言っているんじゃないんです。私は議員としてこれまで、そういう問題はそれとして、やっぱり市民の立場でみんな頑張ってきたんですよ。それが実際には、後でどんなに違う形で意見を言わせていただいたとしても、それは本当に力にならないと思うんですよ。こういうことになりますと、私は非常に心配するんです。今回の問題も、審議会にかけます、審議会をつくります、ほか

の人たちから選びます、議会には報告します、市で決めてきたいろんな手数料の問題その他があるわけですが、こういう形で一つ一つ審議会というのができていくと、私たち議員は何でしょうか。飾りでしかないんですよ。文句があるなら言いんしゃい。あ、そうですかと言えばいいんです。私たち議員というのはそういうのじゃないと思うんですよ。本当に日々皆さんの暮らしを見ながら、そこから皆さん方の意見を言って、そして、いいか悪いかを決めながら、どうするかということを決めていくのが私たちの仕事なんです。

ところが、今回のように審議会というのができて、ほかにもいろんな問題で審議会というのできるということになりますと、本当に私たちは何なのかと。ほかの議員の方はどう思われるか分かりませんが、私はそう思います。

本当に今回の問題、確かに今料金の問題でせっぱ詰まって、ああ、やっどこまで来たとお思いになっているかは分かりませんが、その辺、いろんな面で心配します。特に、今回この条例が通れば、審議会があつて先ほど流れを言われましたが、今160円のが幾らかの値上がりになるのは当然です。上げないとやっていけないというのは分かっていますから、当然だと思いますが、しかし、今の時期にくみ取り料金の値上げというのが市民にどんなに大きな痛手になるか分かりますか。昨日、今日の新聞を見ますと、3月からいろんなものが値上げですよ。食料品もそう、プロパンガスもそうだ、電気もそうだ、何もそうだ、全てが値上げなんですよ。そういう中で、こういう公共料金とも言うべきくみ取り料金が値上げになる、本当に市民はたまったもんじゃないわけですよ。今特に収入が減っている、仕事がなくなっている、どうして生活をしていったらいいか分からない、商売をされている人たちも商売ができない、そういう現状の中で、いろんなものが値上げをされ、ましてやこういうものまで値上げをされるということになりますと、本当に市民の暮らしは大変ですよ、たまったもんじゃないわけですよ。こういうときに――業者の人の気持ちは分かりますよ。しかし、そういう状況だからこそ、私はこういう問題はやっぱり行政として責任を持ってせろと。極端な話、今の時期だからこそ余計私はそう言いたいんですよ。市民の皆さんの懐、その辺、痛みませんか。

私は本当に今回のこれを見て、今の情勢の中でこれでいいのかなという――いいのかなというじゃなしに、よくないと、そう思いながらずっと見てきました。何とかこのところを乗り切っていく、恐らく今回、審議会が計画どおりやられていけば、値上げになるのは目に見えていますよ。しかし、そこを何とか行政がこの時期だけでも手だてをしながら取り組んでいくというような、そういうことだってできるわけですけど、その辺のお考えは全くございませんか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

審議会の在り方ということで、これまで議会の皆さんで審議していただいたものを審議会にという話なんでしょうけれども、審議会のほうも、これは市民の代表の方ということで、中立の立場で事業者のこと、あるいは市民のことを考えながら総合的に落ち着きどころを審議していただくものというふうに思っております。

今値上げされるという話ですけれども、それにつきましては我々のほうで今そういう情報もないし、知る余地もございません。そこら辺の値上げ、あるいは値下げについてのコメントは私のほうからは控えさせていただきたいと思いますが、環境審議会という組織がございますので、この問題につきましては市民の皆様、あるいは事業者の意見を踏まえて、議会の議員の皆さんの意見も頂戴しながら、幅広い視点で審議をしていただくということで私たちのほうは今現在考えているところですので、どうか御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今の課長の答弁は、これがあつたからと値上げするというわけじゃないですよみたいな話ですが、じゃ、業者の方から要請が出てきて、そして、それに対応しながらこういう形をつくっていかうとしているときに、何のためですかと言いたい。審議会をして、料金をどうするかということを決めるために、これはそれに取り組むためにやったんでしょう。あなたが値上げされるかしないかは分からない、それはそうでしょう、審議会がないとできませんがね。しかし、そういう形で逃げないでくださいよ。

今市民が少しでも値上げするのを心配しているんです。これはくみ取り料金だけじゃないんですよ。今のこの時点でだからこそ、余計その辺の料金の問題、これまで業者の人がどれだけ苦しんでこられたかというのは私も聞いて知っていますが、その辺についても別の形で、何らかの形で対応していただくことができないかなと、この時期だから私は思うんですよ。本当ここで1つでも値上げをされるとたまらんですよ。先ほどから何遍も言っていますように、この何日間かは新聞は値上げの話だけです。そういう状況です。だから、これに対して少しでも行政で業者の人に何らかの対応ができないかなという、しなくちゃいけないと私は思っていますが、全くそういうお考えはないのかどうか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

御質問の内容は料金の値上げがクローズアップされた形でいただいているわけですが、この件に関しましては、事業者側の立場、あるいは市民でくみ取りをしていただく方

の立場、そこら辺をトータルで勘案して、この審議会でいかなものかということ審議していただくという場でございますので、値上げありきで我々はこの審議会を立ち上げるということは考えておりませんので、そこら辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（角田一美君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

値上げありきで審議会を立ち上げたんじゃないとおっしゃいましたが、実際に言って、二十何年間値上げがあっていない。そして、業者が納得できる適正な料金にしたいからこれをやっているんでしょう。口先では、ここではそうじゃないと言えますよ。しかし、現実的にそうじゃないでしょう。実際あなた、行政としてできますか。今回は値上げありきでしないでください、どうしたらいいかで審議してくださいと、そういうことを行政として言えますか、言えないでしょう。

確かに分かりますよ、今日も業者の方いらしていますよ、その苦しい気持ちは分かりますよ。しかし、その業者の人たちに対しては行政として何らかの手だてをしながら、市民の皆さんの――今まで長い間、料金は上がっていませんが、今の時期にこれを値上げして市民の皆さんにお願いするということは、私は今の厳しい時期にどうかと思うんですよ。だから、そのところを言っているんですよ。それを値上げありきでしていませんよとかなんとかじゃないですよ。そんなことをあなたが言うべきじゃない。審議会というのはそうじゃないでしょうからね。あなたが値上げのことは言わないで審議してくださいと言えらならそれでいいでしょうけど、そういうことは言えないでしょう、その辺どうですか。何とか行政として、業者の人たちが少しでもやっていけるような形を取るといふことと、市民に負担をかけるような考え方をするといふこと、その辺についてももう一度お答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

今回この条例改正について御提案を差し上げてございますのは、今現在、条例のほうで料金を制定していると、これに関して疑義が生じているということ、県のほうからも顧問弁護士に相談したところにおいても、そういう御意見をいただきましたことから、これは改善すべきということで考えているわけでございます。

それと、主体についてのお話でございますが、これはあくまでも主体が自治体にあるということは我々も認識をしておりますし、そういう覚悟で臨んでいるところであります。

そこで、市民と事業者様が両方折り合うということの接点を見いだすのがこの審議会では

ないかなというふうに思っておりますが、下水道だとか、あるいは浄化槽、それとくみ取り式、この3つの方法で汚水処理をしているわけですが、それぞれ対象者は競合するわけではなく、どれか一つに該当するということでありますので、下水道は下水道の使用料を払っていただいている、浄化槽については浄化槽の維持管理を負担していただいている、それで、くみ取りについてもくみ取り収集運搬の手数料、応分の負担をお願いしたいということで、公平な立場から中立的な視点でもって、この審議会で審議をしていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

**○議長（角田一美君）**

14番松尾征子議員。

**○14番（松尾征子君）**

終わりにします。

先ほどおっしゃいましたが、料金が平成11年から上がっていないと、これまで16,000千円ぐらいの影響があるということ。しいて言えば、そのぐらいの料金が必要だったから決まったというのであって、16,000千円ぐらいのお金というのは業者の人にやっぱりしわ寄せが来ていたと思いますよ。その中で運営をされていたわけですけど、そういうことですので、やっぱりこれからは特に市民の皆さんの声も、それから、業者の皆さんの声も十分聞きながら、連携を取りながらやっていくということ。それと、やっぱり審議会の在り方、審議会が云々とは言いませんが、その辺の在り方についても議会との関係がどうなっていくのか、その辺もしっかりと見極めながらこれから進んでいただきたいと思います。

どっちにしましても、私はくみ取り料については行政が責任を持つということの基本は変わりませんので、そのことだけ申し上げて終わりにしたいと思います。討論には立ちませんが、そういう立場で私は今回の案には賛成しないということで意思を表明したいと思います。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑ありませんか。7番中村一堯議員。

**○7番（中村一堯君）**

何点か質問します。

先ほど来、松尾征子議員の質問等、いろんな答弁があってございましたけれども、鹿島市の今のし尿処理の料金というのは佐賀県で最も低くなっています。佐賀の平均でいえば大体210円から220円だったと思いますが、そういったところで業者の皆さんには非常に無理を言ったところもあると思います。今回このように条例の撤廃はいい機会になるなというふうに思っています。なぜなら、さっき松尾議員もおっしゃったように、最近の値上げ、いろんな重油とか、それに併せて市民生活全体、これは世界的にも非常に影響を受けている方が多いと思います。



この後、一般の補正予算もありますけど、補正予算でいったら、交通事業者にはたしか25,000千円ぐらいの補正額が組まれていたと思います。そういったのは、委員会では重油の上昇による影響と、たしか説明があっておりました。私はそういった影響があったところの事業者にはやっぱり補正で組むべきだと思っておりますし、ほかの事業、例えば、建設業とか衛生関係の企業とか、そういったところにもやっぱり同じように影響を受けているところには対応しなきゃいけないというふうに思っています。今回の条例の撤廃によって値段が、上げなければいけないときは上げるとか、下げなければいけないときは下げるとか、いろいろ対応ができると思いますけど、そういった社会情勢に応じた料金改定というのを考えてもらいたいなと思っておりますけど、社会情勢に応じた料金改定とか、その辺についてはどういうふうに考えられていますか。

**○議長（角田一美君）**

田代環境下水道課長。

**○環境下水道課長（田代 章君）**

お答えをいたします。

社会情勢という問題につきましては、今般大きく変動しているというような状況にございまして、こういう公共料金に匹敵するような、値するようなところも当然反映すべき問題かなというふうに思っております。

そこら辺で、社会情勢を踏まえて経営の状況等々を事業者ベースで趣意書を頂ければ、その時点で私たちが審議会を開催して、その希望に応じるといいますか、審議会を開いて、そこで判断を仰ぎたいというふうに考えております。

**○議長（角田一美君）**

7番中村一堯議員。

**○7番（中村一堯君）**

分かりました。料金に関しても、今はもう、例えば、160円だったら160円で固定化されていますけど、私は状況に応じて柔軟性を持たせるために幅を持たせるとか、政府がガソリンについての補助金を出すように、例えば、市民の生活に影響がないような形で、上限を出した分はアップを設けて交通体系と同じように何か対応できるようにするとか、そういった形もやっぱり今後必要だと思っております。これは建設業だけじゃなくて、衛生関係もそうですし、ほかの全体的なものです。公共事業とかいってもかなり資材とかも高騰しているというふうなお話もお聞きしますし、その点また補正予算でも同じような質問をしたいと思っておりますけど、今回の条例の撤廃についてはきちんとこれが進んで、審議会のほうで適正な価格というのを御審議いただいて、それで提案してもらうように、よろしく申し上げます。

**○議長（角田一美君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立多数であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第14号

○議長（角田一美君）

次に、日程第8. 議案第14号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

それでは、議案第14号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は24ページ、議案説明資料は30ページからでございます。

改正の理由及び内容につきましては、議案説明資料のほうで御説明申し上げます。31ページより説明しますので、御覧ください。

1、改正理由は、民法の一部を改正する法律が平成30年6月20日に公布され、その一部が令和4年4月1日から施行されることに伴い、年齢18歳をもって成年とすることになるため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正内容は、市営住宅の入居者の選考要件の一つとして、入居の申込みをした者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、もしくは寡夫（ひとり親）を優先的に入居させることができることになっております。今回の民法の改正に伴いまして、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳となりますので、この選考要件等の改正を行うものでございます。

3の施行期日ですが、令和4年4月1日からとするものでございます。

参考に、民法第4条の新旧対照表を抜粋し、掲載しております。

改正条項につきましては、30ページに新旧対照表を示しているところでございます。第8

条第4項の「20歳」未満の子を扶養している「寡婦若しくは寡夫」から「18歳」未満の子を扶養している「ひとり親」に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第15号

○議長（角田一美君）

次に、日程第9、議案第15号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第11号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。村田企画財政課参事。

○企画財政課参事（村田秀哲君）

それでは、議案第15号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第11号）について御説明いたします。

議案書は26ページでございます。

この案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、お手元に御準備をお願いします。

補正予算書をお願いします。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に108,057千円を追加し、補正後の予算の総額を17,773,311千円といたすものでございます。

継続費の変更は、第2表 継続費補正によります。

翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の追加は、第3表 繰越明許費補正

によります。

地方債の追加、変更は、第4表 地方債補正によります。

2ページから10ページにつきましては今回補正の集計表となっております。

11ページをお願いします。第2表は継続費補正でございます。

市民会館建設事業につきましては令和4年度までの継続事業としており、令和3年度の事業費が確定しましたので、578,369千円を減額し、同額を令和4年度の事業費に加える年割額の変更をいたしております。

12ページをお願いします。

第3表は諸般の事情で予算の一部を令和4年度に繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

1歳6か月児・3歳児健康診査事業（高圧蒸気滅菌器購入）以下22事業を令和4年度に繰り越して執行する予定といたしております。

繰越理由等は議案説明資料40ページから42ページに記載しておりますので、後ほど御参照ください。

15ページをお願いします。第4表 地方債補正でございます。

国の補正予算に伴い、農道整備事業以下10事業、297,900千円を追加するものです。

16ページから18ページは市民会館建設事業以下12事業で、事業費の確定などに伴い、総額1,732,900千円から1,149,800千円に変更するものです。

19ページから22ページにつきましては今回補正の事項別明細書となっております。

23ページから104ページにつきましては歳入歳出の補正内容となっておりますが、内容の説明は別添の議案説明資料に基づき後ほど御説明いたします。

105ページから109ページは一般会計の給与費明細書でございます。補正の内容に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等をお示ししております。

110ページをお願いします。継続費の調書でございます。

市民会館建設事業につきまして、各年度の事業費、財源内訳、支出状況を掲載しております。

111ページをお願いします。地方債の現在高調書でございます。

右端の一番下の欄の13,035,614千円が今回補正後の市債の現在高となります。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、別冊の議案説明資料32ページをお願いします。

32ページから34ページは今回補正の増減の比較表でございます。32ページが歳入、33ページが歳出の目的別、34ページが歳出の性質別の増減比較表でございます。

35ページをお願いします。主な歳入補正の概要でございます。

ナンバー1の個人市民税は、決算見込みによる調定額の増により95,000千円を増額いたし

ております。

ナンバー2の法人市民税は、決算見込みによる調定額の増により24,000千円を増額いたしております。

ナンバー3の固定資産税は、決算見込みによる調定額の増により85,000千円を増額いたしております。

ナンバー4の市たばこ税は、決算見込みによる調定額の減により6,500千円を減額いたしております。

ナンバー5の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、決算見込みによる減により50,000千円を減額いたしております。

ナンバー6の普通交付税は、国の補正予算に伴う再算定による増により199,762千円を増額いたしております。

ナンバー7の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に伴う負担金の増により22,370千円を増額いたしております。

ナンバー8の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士等処遇改善臨時特例事業に伴う増により6,363千円を計上いたしております。

ナンバー9の社会資本整備総合交付金事業は、国の補正予算に伴う大規模盛土造成地対策事業費の増により3,500千円を計上いたしております。

ナンバー10の学校施設環境改善交付金は、国の補正予算に伴う明倫小学校大規模改造3期工事の増により66,445千円を計上いたしております。

ナンバー11の佐賀県営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業補助金は、大雨・台風被害支援対策事業に伴う増により7,638千円を計上いたしております。

36ページをお願いします。

ナンバー12のふるさと納税寄附金は、寄附金額増額見込みにより101,482千円を増額いたしております。

ナンバー13の企業版ふるさと納税寄附金は、株式会社小笠原様からの寄附を2,000千円計上いたしております。

ナンバー14のふるさと人材育成支援寄附金は、佐賀西信用組合様からの指定寄附を1,000千円計上いたしております。

ナンバー15の社会福祉費寄附金は、株式会社スーパーモリナガ様からの指定寄附を500千円計上いたしております。

ナンバー16の文化財保護対策寄附金は、鹿島高等学校同窓会様からの指定寄附を1,000千円計上いたしております。

ナンバー17の財政調整基金繰入金は、172,600千円を減額し、財源調整を行っております。

ナンバー18の公共施設基金繰入金は、市民会館建設事業費確定に伴い60,000千円を減額い

たしております。

ナンバー19の市町村振興宝くじ収益金交付金は、交付金額の確定により9,674千円を増額いたしております。

ナンバー20の公共施設等適正管理推進事業債は、市民会館建設事業費確定に伴い520,500千円を減額いたしております。

ナンバー21の小学校大規模改造整備事業債は、国の補正予算に伴う明倫小学校大規模改造3期工事の増により236,500千円を計上いたしております。

37ページをお願いします。歳出について御説明いたします。

ナンバー1の基金積立金管理事業は、追加交付された地方交付税などを減債基金及び公共施設建設基金へ積み立て後年度に備えることとして219,910千円を増額いたしており、内訳は記載のとおりです。

ナンバー2の企画一般事業は、佐賀西信用組合様からの指定寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金積立金を844千円増額いたしております。

ナンバー3の廃止路線代替バス運行事業は、補助金額確定により5,190千円の増、及びナンバー4の生活交通路線維持事業も、補助金額確定により20,107千円を増額いたしております。

ナンバー5の市民会館建設事業は、事業費確定により578,361千円を減額いたしております。

ナンバー6のふるさと納税推進事業は、寄附金額の増額見込みにより101,403千円を増額いたしております。

ナンバー7の地域福祉基金事業は、株式会社スーパーモリナガ様からの指定寄附を後年度に活用するため、地域福祉基金積立金を500千円増額いたしております。

ナンバー8の保育士等处遇改善臨時特例事業は、保育士や幼稚園教諭等の収入を引き上げるために必要な費用を施設に補助することとして、保育士等处遇改善臨時特例事業補助金を6,000千円計上いたしております。

ナンバー9の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、3回目接種の開始に伴う経費としてワクチン接種委託料など、22,411千円を増額いたしております。

38ページをお願いします。

ナンバー10の簡易水道事業は、簡易水道組合への井戸ポンプ取替え等に対する補助金を5,066千円増額いたしております。

ナンバー11の大雨・台風被害支援対策事業は、令和3年8月豪雨により農作物等の被害を受けた農業者に対し、営農再開や次期栽培に向けた経費を補助する営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業補助金を9,213千円計上いたしております。

ナンバー12からナンバー17までは、いずれも国の補正予算に伴う増となっております。

ナンバー12の国の農道・用排水路施設整備事業は、広域農道保全対策工事を7,014千円増額いたしております。

ナンバー13の農業基盤整備促進事業は、水路改修工事を9,123千円増額いたしております。

ナンバー14の社会資本整備総合交付金事業は、中川犬王袋線道路改良実施設計委託料など、20,401千円を増額いたしております。

ナンバー15の道路整備個別補助事業は、橋梁補修設計業務委託料など、25,040千円を増額いたしております。

ナンバー16の大規模盛土造成地対策事業は、大規模盛土造成地変動予測調査業務委託料7,200千円を計上いたしております。

ナンバー17の小学校大規模改造整備事業は、明倫小学校大規模改造3期工事など、303,000千円を増額いたしております。

ナンバー18の鹿島城赤門管理事業は、鹿島高等学校同窓会様からの指定寄附を鹿島城赤門続塀保存修理工事に活用させていただくことといたしております。

39ページをお願いします。令和3年度の県営事業に伴う負担金一覧表です。表の中の括弧書きの部分が今回の補正額となっております。

40ページをお願いします。翌年度に繰り越す繰越明許費の財源内訳と繰越理由の一覧です。

42ページをお願いします。

ナンバー23の合計欄、左から2列目、翌年度繰越額を御覧ください。

合計22事業、総額800,701千円を令和4年度に繰り越す予定といたしております。

ナンバー24で、合計のうち6事業、378,901千円が国の補正予算に伴うものとなっております。

43ページは補正後の市債の現在高見込み、44ページは同じく補正後の積立金の状況です。内容は御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。6番中村和典議員。

#### ○6番（中村和典君）

ただいま提案がございました令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第11号）について質問をいたしたいと思っております。

まず、私が特に気になった点とあって抽出をして質問をいたしたいと思っておりますが、今、後半のほうで財政課参事のほうで説明がありました第11号のうちの第3表の繰越明許費補正について、これに絞って質問をいたしたいと思っておりますが、議案説明資料の40ページから42ページのほうに詳しく記載をされております。

それで、先ほどもありましたように、令和3年度、本年度の繰越額の総計でいきますと、

22事業で総額800,701千円が追加として計上をされております。これに先立ちまして、私は2月16日の委員協議会の中で全く同じような説明を受けたわけでございますが、今、鹿島市のこの財政の動きの中で、繰越明許費の推移がかなり窮屈に、あるいは翌年度に繰り越す事業が増えてきているんじゃないかというふうな感じがしたわけでございます。それで、今日その補正の審議があるということで若干内容を調べてみました。特に私が気になったのは、ここ3年間の繰越明許費の推移でございます。それから、もう一回基本に戻って、繰越明許費の定義についても改めて見直してみました。そして、繰越明許費の定義につきましては、先ほどもちょっとありましたように、国、または地方公共団体の歳出予算のうち、その性質上、または予算成立後の事由により、年度内に支出が終了しない見込みの経費で、あらかじめ国会や地方議会の議決を経て翌年度に繰越しをして使用できるものというふうに限定をされております。また、翌年度も年限とする維持費の性格も持っておりまして、会計年度独立の原則の例外規定ということでうたわれております。

それからもう一点、私が先ほど申し上げましたように、ここ3年間の鹿島市における繰越明許費の推移を見てみますと、これは毎年この3月の補正の場面で資料として提出をいただいておりますので、確認は容易にできておりますが、まず、令和元年度においては、17事業で641,513千円、それから、令和2年度が非常に災害等がございまして、24事業で1,588,636千円、それから、今説明がございました令和3年度においては22事業で800,701千円、こういうふうには数字としては何ら確認ができたわけでございますが、もう一つやっぱり気になるのは、翌年度にせっきやく既決として予算化された事業に対してどうしても執行できないと、それで、この理由。それから、後年度に実際、予算として執行されたその消化の状況をちょっと見てみますと、令和元年度が繰り越した額は額としても、年度内に執行された予算の比率が29.9%、それから、令和2年度に年度内に執行された予算の率が32.8%、それから、令和3年度が34.8%というふうになっております。これをやっぱり概して見ますと、予算の計上額に対して年度内の消化率といいますか、執行率が全体の約3分の1程度というふうになっております。それで、あとの残りの3分の2については、次年度、いわゆる翌年度に繰越しをして事業に取り組むというふうな状況になっているところでございます。

それで、先ほどちょっと私も考えておりましたが、このような状況はここ3年間の推移を見ただけで見てとれたわけでございますが、特に事業課の産業部、それから、建設環境部のほうにお尋ねをしたいと思っておりますが、いろいろ年間数回の補正の時期があるわけでございますが、これは結局、イコール仕事の進捗率、執行状況等イコールだと思っておりますが、部長として、あるいは担当課長として、既決された予算に対しての事業の進行状況、ここら辺の状況をどのようにして把握されているのか、まず、その点について確認をいたしたいと思っております。

○議長（角田一美君）



下村産業部長。

**○産業部長（下村浩信君）**

繰越明許について産業部のほうからお答えをしたいと思います。

議員も御承知のとおり、産業部では、農林水産業をはじめとする様々なハード的な事業も行っております。これは年度管理、会計年度独立の原則でその年度内に完工しなければならないということは承知しておりますが、どうしても、個々の事業量であったり、あるいは先ほどからあっておられますとおり、国の予算でついたものについては翌年度、これは進捗状況を確認しながら順次取り組んでいるところでもございます。

また、繰越しの理由がどうしても、農業であれば水田、あるいは農業施設を工事するときに、どうしても田植の時期に、あるいは代かきの時期に差しかかって、あるいは収穫までは仕事をできないというふうな、そういう現実的な問題も生じているところで、これは議員のほうも御承知のことだと思っておりますので、しかしながら、今回、コロナ禍でもあり、あるいは災害がこれだけ増えてくると、なかなか思うようにいかない、じくじたる思いもございます。

そこで、私どもとしましては、事業費別に進捗状況の管理を行う一覧表を担当課で作成いたしております、順次、課長以下チェックをしながら、進捗状況については心配しながらも着実に取り組んでいっているということでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

**○議長（角田一美君）**

山浦都市建設課長。

**○都市建設課長（山浦康則君）**

お答えします。

都市建設課からですけれども、近年、繰越事業ということで、国の補正が大体年度末ぐらいに重なってきていまして、翌年度の事業を前倒しして予算をいただいているという状況で、どうしても繰越しの手続を行わなければならないというふうな形になってきております。

進捗状況なんですけれども、これは2か月に一遍ほどですが、うちの課には係が3つございますけれども、各係寄って進捗状況を確認しております。その中で遅れている分がないかとか、そういうところをチェックしながら業務を進めているところでございます。

**○議長（角田一美君）**

6番中村和典議員。

**○6番（中村和典君）**

ただいま産業部の下村部長と建設環境部の山浦課長のほうからそれぞれ答弁いただいたわけですが、両部いろいろ共通した状況があるかと思っております。

それで、私がもう一つ気になったのは、これは部長も申しておられますように、繰越しの

理由ですね、これがそれぞれ議案説明資料の40ページ以降の右のほうに書いていただいておりますが、非常に気になる理由というのがあります、先ほどから申し上げますように、国の補正予算に伴う計上というのは、これはすごく理解できます。しかし、理解できない理由というのが若干ございまして、施工箇所の選定に伴う協議に時間を要したためとか、あるいは地元調整に不測の日数を要したとか、こういったことはあらかじめ事業に着手する前、あるいは予算化をする段階で、こういった事前の準備、あるいは調整というのは既に当然終わっておかにかんというふうには私は捉えているわけですよ。しかし、年度になってからどうしても事務事業の進行管理上、消化できないと、こういった状況が繰り返されているんじゃないかということでは大変危惧をいたしております。

そしてもう一つは、こういった事業の進捗管理については、いろいろ事業のカードなり課内の会議の中で調整を図っているというふうな答弁があったわけですが、これは確かに上に立つ部長とか課長はやっぱり部下に対してある程度叱咤激励をして取り組まないと、この状況はなかなか解消できないんじゃないかというふうな気がするわけですが、この点について、副市長ももともと財政の通でございまして、いろいろ庁内のそういう組織の問題点については鋭い指摘等もされてきておりますので、副市長として、今後、鹿島市の財政運営、あるいはこういった予算の執行に対してどういうふうなスタンスで臨まれようと思っておられるのか、まず、この点について確認をいたしたいと思っております。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

議員からの御質問にお答えをいたしたいと思っております。

確かに議員おっしゃいますように、ここ3年、繰越しが多うございます。それも、もともとといえば、国の経済対策の関係で、15か月予算とか、そういう形で国がずっと年度末に補正を組まれた部分、そういうものがある程度ずいずい次の年、次の年とずっと事業費としては増えていっているというようなこと。

それと、先ほど来、鹿島独特の関係もございまして、ノリの時期はコンクリート事業はできないとか、それから、やっぱり農産物の生育、その辺りについても調整が必要であるとか、いろいろそういうことで事業もなかなか進んでいかないということもあるということをお理解いただきたいと思います。

そういう中で、下村部長も言いましたし山浦課長も言いましたが、私、副市長としては、日頃から事業の進行管理については特にしっかりやっていただきたいと思います。そして、事業を平準化して出していただきたいと思いますというお願いはずっとしております。

そういう中で、ただ、国の補正予算が、国の財源がつくものはどうしても内示が来ないと発注ができないとか、そういう縛りの中で、どうしても事業日数が確保できずに窮屈になっ

ていくと。そういう中で、ここ数年の事業費の繰越しが増えているのかなど。

それから、おとし、大災害がありまして、その大災害の部分の完了がなかなかできていないのも一因だということでございますが、基本的には、自分のところの課の全体の事業の進行の管理をしっかりと、それを適切に発注を平準化する。まとめてやるとなかなか業者の方も受けられないというようなこともございますので、そういう形の中で、企画財政課の入札契約係のほうで各課との調整をしながら、発注についても調整をしているというようなことでございます。

ただ、全体的には、申しましたように国の補正の関係、それから、事業の進捗の関係でこういうことになっているということも御理解いただきたい、そういうことでございます。

以上です。

**○議長（角田一美君）**

6番中村和典議員。

**○6番（中村和典君）**

副市長ありがとうございます。

この前、私たちも予算の協議の中で、ちょっと変だなと思ったのが、41ページのほうに土木費として、市道中川内～広平線、この継続事業が上げてありますが、多分一昨年だったと思います。ちょうど中川内の元分校の手前のほうに大きな橋が架かって、これから事業が本当にスムーズに進捗するんじゃないかということ、地元の方たちも、それから、私たちが期待をしておったわけでございます。しかし、この前の説明を聞いておりますと、現場の状況が、岩盤が出てきて非常に難工事であると。その前には、保安林の解除手続等で時間も要していると。その都度いろいろな状況を提示されるわけですね。それで、果たしてこれが公共事業の本来の目的に沿うのかどうか、ここら辺は事業評価の面からいきますと、本当に必要な道なのかということまで発展する可能性がございます。

そういったことで、これはあくまでも地方債——起債の事業でございますが、もう少し市の基本的なスタンスをきちっと構えて取り組んでいかないと、もっと必要な事業がまだめじろ押しですので、どうしてあの道がこんなに長くかかるのか、本当に必要なのかという、そこまでの極論になってまいりますので、この辺を肝に銘じながら取り組んでいただきたいと思います。

最後に、建設部長の迫真の声を聞きたいと思います。

**○議長（角田一美君）**

寺山建設環境部長。

**○建設環境部長（寺山靖久君）**

御指名ですのでお答えします。

中川内～広平線につきましては、長年、整備に取りかかっておりますが、先ほど議員が言

われたとおり、保安林の問題、岩の問題、土地の相続関係の問題、いろいろ問題があるところの路線ではあります。ただ、地元としては市内に通じる唯一の路線でございますので、そこら辺はしっかり整備していきたいと思っております。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

ここで10分程度休憩に入ります。2時30分から再開します。

午後2時19分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第15号の質疑を続けます。

質疑ありませんか。4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

4番議員の杉原でございます。私のほうからは、補正予算書から何点か質問をいたします。予算書の29ページ、歳入についてなんです、商工使用料の市営駐車場使用料が8,000千円の歳入減額となっております。コロナ禍で施設の使用料とかが大分減っているかと思うんですが、この市営駐車場というのは駅前とかあると思うんですけど、2か所だったですかね。この内訳を教えてください。

○議長（角田一美君）

執行部の答弁を求めます。江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

議員おっしゃるように、コロナの影響もありまして、この市営駐車場の使用料がコロナ以降、かなり減ってきております。一番よかったときは20,000千円を超える収入があったわけなんです、コロナ以降では9,000千円ぐらいまで落ち込んでいるというところなんです。

その内訳でありますけれども、当初、肥前鹿島駅前駐車場の収入を8,000千円と見込んでおったわけなんです、これが4,000千円の減、同じく中央駐車場、町なかにありますけど、これも10,000千円ぐらい当初見込んでおったわけなんです、4,000千円の減ということで、トータル8,000千円の減というふうになっております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

このコロナ禍の影響というのは多分想定されておったと思うんですけど、当初、新年度の予算を組むときにこれは予想していなかったのか、想定外だったのか、計画と予定より大分

違ったのか、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（角田一美君）

江島商工観光課長。

○商工観光課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

当初予算編成時から多少落ち込むということは私たちも想定をしておったわけなんです、その当時、コロナの影響がここまで長引くというようなことを考えていなかった部分もありますし、もう一つ要因がございまして、中央駐車場、ここは近隣の病院を利用される方が駐車されるケースが多かったのですが、この病院の一つが高津原のほうに移転したとか、そういった要因もあって料金収入の減につながっているものと分析しております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

この8,000千円の減額の要因が大体分かりました。

次の質問ですが、その次のページ、30ページ、衛生費の国庫負担金ですけど、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費国庫負担金増額ということで22,370千円、これは歳出のほうでも記載をしてありますが、この金額というのはコロナワクチンの3回目の接種ということだろうと思うんですが、これには12歳未満の接種対策費というのは含まれているんですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

この補正額に5歳から12歳の方の接種の費用も含まれているかということですが、含まれています。今年3月までに接種に必要な費用について、今回不足すると思われる額を補正している状況でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

12歳未満の方の接種が始まっておりますけど、鹿島市はいつ頃からこの接種を始める予定なのか、お尋ねします。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

5歳から12歳のワクチン接種がいつ頃から始まるかということでございますけれども、現

在、杵藤管内に統一して接種券の印刷を行っております。この接種券の配布につきましては3月の中旬、発送についても3月の中旬、接種開始については発送後すぐにでも接種できるよう体制を整えているところでございます。

ただ、この接種につきましては、小児科が中心となって接種を行うことになっていきますので、なかなか現状、小児科が今、発熱外来等の忙しい状況にもありますので、体制については徐々に大きな形に持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

5歳から12歳までの接種についても、スムーズにいくような体制をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、高齢者の方は3回目の接種を受けられている方も多ひと思ひますし、これから64歳未満、あるいは若い方の接種が始まっていくと思ひます。2回目までは集団接種会場がございましたけど、3回目の接種になると個別接種だけということで、これがなかなか電話での予約とかがつながりにくいというような声をよく聞きます。ほかの自治体ではネットとかでも予約ができるそうなんですけど、鹿島市は現在、ネットでの予約はできないんでしょうか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

現状、鹿島市のほうではネットでの予約は行っておりません。今回、医療機関とも予約の在り方についてはどういった方法を取りましようかというふうなお話をを行ったんですけども、独自での予約のほうがいいというお話もありますし、中にはネット予約も考えていただきたいというお話もありましたけれども、独自にネット予約を行っていらっしゃるところもありますので、そういった現状から、現段階ではネット予約というふうなところは検討をしていない状況でございます。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

現状はネット予約はしていないということなんですけど、比較的若い方は、かかりつけ病院をお持ちでない方も多ひと思ひますね。電話で病院に予約するというよりも、ネットで予約するというほうが身近に感じている人も多ひと思ひますよ。これから若い世代の方も3回目接種を受けていかれると思ひますので、その辺のところはもうちょっと市としても対策をし

ていただけないかと思いますが、いかがですか。

○議長（角田一美君）

広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

お答えいたします。

ネットの活用については、今回、5歳から12歳の小児接種も始める予定でございますので、そこら辺を総体的に考えていきたいというふうなことは考えております。

それと、1つ、予約の方法といたしまして、国のコロナワクチンナビというサイトがあります。これを検索していただきますと、医療機関のほうを指定していただければ、どこの医療機関が現在予約の空席があるというふうなことを確認できますので、そういったシステムも活用して予約を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

4番杉原元博議員。

○4番（杉原元博君）

これからは若い世代、あるいは5歳から12歳の子供たちの接種も始まっていくわけなんです、5歳から12歳の子供たちの親というのは、30代とか40代、比較的若い親の方も多いためだと思いますので、接種がスムーズに進むような体制の構築をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問です。

85ページの歳出のほうですが、土木費、肥前浜宿街なみ環境整備事業駐車場整備及び道路美装化工事の増額が14,248千円になっておりますが、これについて、どういう要因で増額になったのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

この肥前浜宿街なみ環境整備事業は、社会資本整備総合交付金という国の交付金でございます。

この所管につきましては、住宅局所管の補助事業でございます、住宅局所管の補助を受けている鹿島市の課が都市建設課の住宅係と都市建設課の都市計画係、浜宿と市営住宅の関係、それとあと、商工観光課の門前商店街の街なみ環境整備事業、この3つの事業でいただいております。

その中で、当年度分の国からいただいた補助金を執行する中で、どうしても執行できな

かったということで、鹿島市の庁内でその事業間調整をしてくださいということで去年、県のほうから指導がっております。それで、ある程度各事業が決まらなければ事業費が固まらないということで、事業費が固まった段階で都市建設課の街なみ環境整備事業を令和4年度分にする分をちょっと前倒しして執行しようということで、14,000千円の調整分が14,248千円ということになったということが原因でございます。

**○議長（角田一美君）**

ほかにありませんか。7番中村一堯議員。

**○7番（中村一堯君）**

先ほどもちょっと申し上げましたけど、質問させていただきます。

1点だけ、補正予算の11ページの継続費補正です。補正予算書です。

市民会館の建設事業なんですけど、先ほども申し上げましたけど、最近の資材費の高騰とか燃料費の高騰によって、建設並びにあらゆる業種で物価が非常に上がっているという状況です。

市民会館建設事業と考えたときには、これは複数年度にまたがりますので、例えば、2年、3年、4年と書いてありますけど、令和2年度とか元年度に積算したいろんな建材だったり、燃料費とか、いろんな資材代が、そのときの見積りというか、予定からしたら、例えば、去年からしてもう今年、4月に10%とか15%ぐらい上がるとか、そういったこともニュースでやっていますので、こういった複数年度の事業を見たときに、非常に厳しいんじゃないかなと思うんですよね。この増減とか増額とか、もちろんいろいろありますけど、現状として、こういった複数年度にまたがる大型事業というのは順調に進んでいるのでしょうか。

**○議長（角田一美君）**

田崎総務部理事。

**○総務部理事（田崎 靖君）**

お答えをいたします。

市民会館が複数年の事業ということで、近年にない大型事業ということで取り組んでいるところでございます。

議員御紹介ありましたように、資材の高騰というのは全国的に言われているところであります。特に、ウッドショックと言われる木材の高騰、それと、鉄の鋼材、これも原油高を原因にして全国的に品薄と言われております。

報道でもありますように、九州内で半導体メーカーや大きな工場が建つというような情報もあって、そういったところでも品薄というようなことで聞いているところでございます。ここにつきまして、先ほど申しましたウッドショック、木材価格はまだ上昇を続けていると。鋼材についても上昇を続けているというような状況でございます。

具体的に今、当初の積算をしたときの価格と現在の価格がどうかという積算まではできて



おりませんけれども、物価指数といいますか、そういったところで変動があれば、そういったところは見直しをしていくという対応をすべきというふうに国からも通知が来ておりますので、そういった対応はしていかなければならないとは考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

分かりました。そういう通知もあるということですね。

もちろん、公正、公平な入札で落札されたとは思いますが、コロナとか社会事情によってこんなにも、本当に毎日のように値上げの記事を拝見しますので、そういったところで建設業者さんとかも多分、赤字になる可能性とか、何年かまたがるようなときは、なる可能性が絶対あるはずだと思います。だから、そういったところは柔軟に対応するというか、その辺はもちろん考えてもらいたいなと思っていますけど、市民会館以外でそういった複数年度にまたがって最初の予定とかなりずれているようなのは、ほかの案件ではありましたかね。

○議長（角田一美君）

田崎総務部理事。

○総務部理事（田崎 靖君）

お答えいたします。

全てとは申しませんが、今、近年で取り組んでいる事業、古枝、門前の下水道のDBの事業と市民会館が近年では大きなものかと思っております。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

さっきおっしゃったように、やっぱり市民会館と、下水道のデザインビルドとかは私も最初の、多分いろんな事業費からしたら、全協でも説明があっているように、かなり違ってくるのかなというふうなことは思っています。

そういった案件に関しては、やっぱりこれまでにないような物価の上がり方がありますので、事業者の方と丁寧に話をしながら、庁内でも情報を共有しながら進めていくというふうなことが重要だと思っていますけど、その辺、建設部長どうですかね。市民会館はあれにしる、いろんな建設事業の工事とか、そういったデザインビルドについても調整というか、いろんな話とか、その辺についてお尋ねします。

○議長（角田一美君）

寺山建設環境部長。

○建設環境部長（寺山靖久君）

お答えします。

そこら辺の物価関係につきましては、国等の通知を参照しながら、現実合った形でいろんな協議をしながら進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

今の答弁を聞いて安心しました。

課長とか担当であまりにも物価上昇のし過ぎでかなりの増額とかも考えられますので、その辺は事業者さんたちが本当に赤字でちょっと厳しいなという状況とかもあるかもしれないですけど、その辺は事業者さんとも話をしながら、丁寧に事業を進めていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

それではまず、説明資料の35ページになります。

少し明るい話題といたしますか、税務課のほうにですけれども、前回の一般質問でも質問いたしましたけれども、市民税、法人税、固定資産税、これが補正後が増えているというふうな確定、決算見込みということでございますが、上げておられまして、大変めでたいことかなというふうに思いました。

たばこ税が減っているのは、これはちょっと減ったので、これもいいのか悪いのかよく分かりませんが、少なくとも市民税等が増えているのは非常にいいことかなと思いますが、この増えている原因といたしますか、予測されるものを教えてください。

○議長（角田一美君）

吉牟田税務課長。

○税務課長（吉牟田 剛君）

お答えいたします。

昨年の当初予算が全体的にコロナの影響を受けるということを前提に、固めに予測をしておりました。それで、6月ぐらいになったときに、国の給付金等の影響が結構あって、収入が増をしていたというところがありまして、そこまでの予想ができなかったというところで、このような形で全体的には上げさせていただいて、昨年より予算的には下がっているというところでしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

今のところ、非常にコロナの影響も厳しいと思いますけど、10月、11月ぐらいは少し影響も緩和されて、産業も活発になったということを伺っておりますので、大変よかったかなというふうに思います。

それでは次に、予算書のほうですけれども、まず、予算書の64ページです。

これも昨年も尋ねたので、ちょっとまた伺いたいと思うんですけれども、児童手当と児童扶養手当に対することです。

これは結構大幅に減額をされているということで、対象児童が減ったとか、いろいろなことが考えられますけど、その辺のところを教えてください。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

まず、児童手当なんですけれども、当初予算については前年の実績で見込んでいたということで、出生数の減によって歳出が減少したということがございます。

それから、次は児童扶養手当なんですけれども、こちらは所得制限者が3月末時点で28人から12月末時点で45人に増えたということで、実績見込みによる減額ということでいたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

児童手当というのは、生まれたばかりのお子さんにも入るんですよね。そうした場合、やっぱりコロナの影響とかいうふうなことも考えておられますかどうか、その辺はどうお思いでしょうか。

○議長（角田一美君）

中村福祉課長。

○福祉課長（中村祐介君）

お答えいたします。

コロナの影響ということで、出生数に関しましては、いずれにしてもコロナの影響を受けて、婚姻数自体が減っているというようなところがございます。

これは戸籍の届出件数の推移で申しますと、平成30年は婚姻数が121で、令和元年が114、令和2年が100ということで、婚姻数から見てもその影響は受けておりますし、出生数に関しましても、平成30年が249の届出、それから、令和元年が226、令和2年が211ということで、その影響は受けているというふうと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

児童数、児童手当が減っているというのは、あんまりいいことじゃないなということもよく分かったところでございます。

次に、最後にいたしますが、37ページでございます。

土木費委託金ですけれども、飯田パーキングの維持管理委託金ということで、ここに補正額がマイナスの2,000千円以上と書いてありますが、この状況を教えていただけないでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

飯田パーキングにつきましては県が管理する施設でございますので、県から毎年委託料をいただいて、それを市の持ち出しも含めて、ある地元とか、清掃会社とか、いろんなところに委託をしておりましたけれども、県との協議の結果、今年から市の委託業務にはしないということで、県は県で直接委託をしますということでということになりましたので、市の持ち分だけが残って、県の分の収入はなくなったということになっております。

以上でございます。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

今のお話では、委託料自体が減っているということではなくて、県のほうが直接、該当のところに契約をされているということで、市の分が少なくなったというふうなことです。よく理解できました。ありがとうございました。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東茂君）

この補正予算の審議が始まって、一番最初に中村和典議員が質問された繰越明許費のこの補正、やっぱり8億円を超えるというのは、普通はあまり考えられないかなという気がします。いろいろ事情はあると思いますよ。コロナによって原料が入ってこなかったとか、それとか、副市長が言ったように国の補正がぎりぎりに来て、それで翌年に繰り越していくと。

ただ、心配するのは、私、去年もこの繰越明許費のときに言ったと思うんですけど、また新しい令和4年度の事業に影響を及ぼさないのと。これだけの金額、8億円のいろんな事業を繰り越して行って、同じことの繰り返しで、また次、令和4年度の来年度の3月議会、同じようなことの繰り返しになっていくんじゃないかなと、そんな気がするんですよ。

どこかでこれを少しは、やっぱり繰越しは出てくるとは思うけど、何か是正しないとおかしくなるんじゃないかなという気がするんですけど、国の補正等で答弁をされた副市長、これはどう思いますか。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

繰越しに関しては、いろいろな要因は各事業によって違うわけですが、1つ私が申し上げた国の補正の関係ということでは、単年度の主義でいけば、国のほうでも予算の委員会の中で予算が執行できていないんじゃないかと。ということは、予算としてはたくさんあるけれども、それが結局、繰り越して行って、単年度ではさばき切れていない、予算量が多いんじゃないかという議論は確かにあっています。

そういう中で、鹿島市がどのくらいまでその影響を受けているかというのは、はっきりしているのは、3月に補正予算として国の補正予算がつかしました。じゃ、来年はもういっぱいいっぱいなので、これを受けませんとなると、さあ、次、事業ができるのか、国のをいただかないで単独でできるのかということもございますから、基本的にやはり国の予算があるときには、次年度の予算を、手を挙げて、予算を今年度に組んで、仕方ない、繰り越しますと。

そうしますと、もちろんメリットはあります。当初予算でついた予算については、5月か6月頃に内示が来て、それから発注するんですけど、繰越しの場合は早めに発注できます。ただ、そうはいつでも、学校のような大規模会場については、予算は今度補正でいただきましたが、事業としてはどうしても夏休みになるというようなこと、それから、ノリ関係でいきますと、いろいろな事業の近隣の影響によって、事業日数とか月数、やれるときが限られてくると。どれについてもそうだと思いますが、なるべくノリの漁期についてはコンクリート事業をやっていただかないようにしてほしいとか、いろいろな制約がございます。

そういうことで、どうしても事業としては繰り越していくというのが、ちょっと言っただけですけど、国の関係もあって常態化してしまっているのかなというのは確かにあるのではないかと考えております。その辺りは国の審議会の中でもいろいろ議論はされていると

ころでございます。

おっしゃいましたように、できたら、我々といたしましても、せっかくいただいた予算でございますから、とにかく年内にさばかして、それを市民の皆さんに公共事業として出していくというのは、我々はそれが使命だと思っております。

そういうことで、できるだけ庁内での事業の優先づけとか、そういうのも各課で調整をしながらやってはいるということで、ただ、そういう中で、国の補正予算の関係もあってこういうことになっているということは御理解をいただきたい。できるだけせっかくいただいた予算は単年度で、その年で、繰り越したとしても翌年にはさばかしていくと。それで、翌年の予算はまた通常の予算をいただいて、それをさばかしていくというのが務めだろうと、そのような形でやっていくべきものということで考えているところです。

**○議長（角田一美君）**

10番伊東茂議員。

**○10番（伊東 茂君）**

副市長の答弁は分からないわけではないですけど、でもやっぱり金額、8億円というのは私は大きいと思いますよ。鹿島市の年当初の予算、今度が骨格予算だとしても百五十数億円程度で、8億円はその何%に当たりますか。こんなことを繰り返していると、新年度予算でまたいろんな工事等を発注しなければならない計画を立てた業者にしわ寄せが来るでしょう。うまいところ、この3月補正で来た分は大体新年度の分は先ほどおっしゃったように6月以降するとしても、簡単に4月、5月にできるものなんですか。机上で計算したとおりにいくわけじゃないと思いますよ。雨季の場合は工事も中断するでしょう。そういうのを考えると、やっぱりどこかで変えていかないと。

もちろんこれは、地方の市町、そのの辺りも国に対して要望は出さないといけないと思いますよ。あまりにも遅過ぎると。3月補正でいっぱいつけてくれるのはありがたいけど、それをこなしてくのは厳しいところがあるとか、やっぱりそのの辺りは必要な部分は言っていただければなと思います。

繰越明許費については去年も言っていますから、このくらいにしておきます。

次に、先ほど中村一堯議員が言った市民会館、これもウッドショック等で様々な材料、原料、上がってくるでしょう。そういう中で、今回これは減額ですよ。これはコロナの影響で中断したり資材が入らなかったから、これだけ5億数千万円というのが減額補正になったんですか。そのの辺りを市民の方に分かるように教えてください。

**○議長（角田一美君）**

田崎総務部理事。

**○総務部理事（田崎 靖君）**

お答えをいたします。

市民会館につきましては、先ほど御紹介がありましたように、令和2年度から令和4年度までの3か年の事業ということで予算をいただいているところでございます。ただ、令和2年度につきましては入札の執行ということで、執行額についてはなし、ゼロ円ということであります。

今、総額で2,944,600千円、これにつきましては、4工種の工事費と工事監理の委託料、合わせての総額が2,944,600千円の予算となっております。

令和2年12月に予算をいただきまして、そのときに継続費、令和3年度が1,747,000千円程度、令和4年度が1,196,000千円程度ということで、年割額を設定いたしておりました。これにつきましては、建築、電気設備、機械設備、舞台設備の4工種で、その時点ではまだ建築主体の入札が終了しておりませんでしたので、年割、令和3年度に支払うべき金額と令和4年度に支払うべき金額が確定をいたしておりませんでしたので、その総額を工事期間の月数で大枠設定いたして予算をいただいたところでございます。

そうしまして、建築入札が終了いたしまして工事に取りかかり、今年度の予定出来高の支払いをする段階で、電気設備、機械設備、舞台設備につきましては、令和3年度の工事の進捗が数パーセントということで報告を受けております。その中で協議をいたしまして、電気設備、機械設備、舞台設備につきましては、令和3年度分の支払いをしないということで協議が調いました。その金額の合計が、ほぼ5億円ということで当初設定をしておりました金額でございまして、今回、その金額を令和3年度から減額し、令和4年度に年割額として繰り越すという形を取らせていただいているものでございます。

そういう経過でありまして、今回、令和3年度の年割額を減額し、令和4年度の年割額を増額したところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

田崎理事の説明で理解できました。

ただ、大体今、コロナの関係とか作業員がその辺りがあつて、工期がずっと少しずつ延びていっている、これは間違いないわけですね。当初、完成予定からもう半年ぐらい延びるんじゃないかなと、もっと延びるかも分からない。そうなってくると、やっぱりこのコロナの影響というものがまだまだ続くと私は思いますよ。大手の自動車メーカーの工場も閉鎖するとか、それは違う理由かも分かりませんが、でも、多くのところで材料等が入ってこない。今、パソコン等も購入しようと思ったら、ないですね。家電の大型店にも、いろんなものがない。そうなってくると、私は心配するのは、あなたが今言った、予算を議会で計上していただいた、承認していただいた2,944,600千円、約30億円ですよ。このままいっ

たらこれはまだまだ上がるでしょう。工事を始めて、いや、もうこれだけ当初よりも金額が大きくなったから工事をやめてくださいなんて言えないでしょう。だから、それが一番議員としては、私の後ろにいる全議員もそう思っているんですよ。これを造るためにどこまでこれは上がるんだと。そこの辺りもやっぱり考えてもらわないといけない。じゃ、その分をどうするかということで、あなたたち執行部が考えたのが寄附金ですよ。今、寄附金はどうなっていますか。どのくらい集まっているんですか。

○議長（角田一美君）

田崎総務部理事。

○総務部理事（田崎 靖君）

お答えをいたします。

まず、今回、募集をしております寄附金、市民会館への寄附、市民の皆様、市内外の皆様に募集をしております寄附につきましては、市民会館の建設に要する費用ということではなくて、あくまでも記念事業という形で、市民会館を建設後、市民の皆様にお楽しみを持って使っていただくようということで、主に用途につきましては市民会館の備品に充てるということで計画をいたしておるところでございます。

1月から開始しております2月号の市報に折り込みをしまして、市内全域に募集チラシと申込書をお配りして、2月末現在、42件、5,421千円、これは今回始めました寄附、市内外の方からの寄附ということで、それ以前にも各企業等からの御寄附をいただいておりますので、今回始めた寄附につきましては5,400千円程度の寄附をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

市報でも私も見ました。まだそれを始めてからそんなに日数もたっていないですから。でも、それでも42件の5,400千円近く、ありがたいことだと思います。

どうなんでしょう、市長。市内のいろんな事業所等も含めて、お願いとかは、市長の任期は5月の数日までですけど、そこの辺りは考えていなかったですか。

○議長（角田一美君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

2つだけお話をしたいと思います。

1つは、念を押すようですが、あの寄附というのは、今やっているのは、例えば、中で備品を買うとか、それから、カーテンをつけるとか、そういう類いのものをもともと予定され



ていまして、建築費の補充といいますか、それは一切頭にはないということですし、金がなくなったから別の名目で集めて使うなんていうのは、あんまり取るべき方法じゃないと思いますしね。

それからもう一つは、寄附というのは、今いろんな形で頂戴をしていますけれども、例えば、前回の市民会館、大体4分の1は寄附だったんです。これは、もともと金がなかったのので、寄附を集めますという前提で建築費に使いますよとって集めた寄附なんですよね。そのときは、不肖私も寄附をいたしておりますけど、もう50年前になりますか、そのことは関係ないですけれども、そういう寄附でした。だから、それを今から集めるというのは、取るべき方法かなという疑問を持っております。できるだけあのときは増額をして、建築費がなくなりましたから、何とかしていろんなことを制度をひっくり返して、探し出した方法が特別の債券をお願いすると。結果的に、私が知っている限りでは、そのような形で追加の債券を発行することができると言ったのは、実は鹿島市だけだと理解をしておりますが、もしどうしても追加で建築費に金が要と思ったら、それはそれで皆さんにむしろお願いをするということになろうかと思っております。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

市長ありがとうございます。おっしゃられたとおりに、今回の寄附、記念事業ということで備品等ということで、それは当初聞いていたわけですけど、やっぱりこうやって工期も延びていく、いろんな悪い要因といいますか、コロナだけに限らず様々なことで重なってくると、やっぱりどうしても私たちはいろんな補正予算であったり、様々な決算審査であったり、そういうふうなときに審議をして、そして、それを決めないといけない、妥当だったかどうか。やっぱりできるだけそれを未然に止めることができるんだったら、それをやっていかないといけない。そして、行政にそれを進言しないといけない。そういうふうな役割があると思っています。

口酸っぱく言うようですけど、やっぱりそこの辺り、担当の方、しっかりと考えていただいて、そして、今度の一般質問でも私が各部長さん方に聞きますけど、4人の部長がやっぱり一気に変わっていくと。もちろんその下には課長さん方も優秀な方はいっぱいいるでしょう。そこからまた部長として上がってくるでしょう。しかし、かじ取り役もまた変わる、市長も変わると。そういう中で、市民の皆さんに不安材料を残したまま新年度に突入するのはどうかなと思います。だから、気になるところはしっかりとこうやって御答弁をいただいて、次につなげていきたいなと思っておりますので、厳しいことを言いましたけど、御答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

私も市民会館の件につきまして質問申し上げたいと思います。

せんだって全協のほうで説明いただきました。実際のところ、予算も令和4年度いっぱいの計画というところで立てていらっしゃるんですけども、この前の説明におきましては、大分押している、4か月近く押しているというところで、市民の皆さんからいつまでにできるとかということをよく聞かれるんですよ。改めてその辺を、今どれくらい遅れていて、予定としてはどれくらいできるというのを説明いただけますか。

○議長（角田一美君）

田崎総務部理事。

○総務部理事（田崎 靖君）

お答えをいたします。

先日、全員協議会で御説明いたしましたように、現契約では令和4年11月25日を工期として工事を進めてきたところであります。

しかしながら、現在の進捗状況と今後の工程について、各施工業者、先ほど申しました4工種の契約をいたしておりますが、検討を行い、全工種で工程のすり合わせを行い、進行の見込みを現在のところ令和5年3月末ということで、現計画の令和4年11月末から4か月程度延長をしたいと考えているところでございます。

その理由につきましては、基礎工事において転石が出たことにより、その処理等に1か月程度時間を要したこと、また、新型コロナウイルス感染症が現場で発生いたしました。そのことで10日間程度工事を中断いたしましたことなどが原因で、現在、当初計画から約2か月程度の遅れが出ております。

先ほど申しましたように、施工業者等と協議を行い、また、工程のすり合わせを行ったところ、現段階で4か月程度の遅れが見込まれるということで、また、ここら辺につきまして精査を行って、契約等の変更も必要となりますので、市民の皆様、議会の皆様には改めて御報告をさせていただきたいと考えております。

工期の延長により、新しい市民会館の開館をお待ちいただいている市民の皆様には御迷惑をおかけすることとなりますが、無理のない工程で工事を進めるための工期の確保ということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

工期が延びることはあっても、短くなるというようなことはまずちょっと今の現段階では考えられないので、一月延びれば10,000千円強の予算が余計にかかるということはこの前の資料には書いてありましたので、その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、予算書の37ページ、先ほど樋口議員のほうからありました飯田パーキングにつきましてお尋ねしたいと思います。

県のほうからの委託でやったのが、県が直接やるということでこれが減りましたということなんですけれども、今までこの清掃等に関しては、障害者施設がトイレ掃除をするとか、何かそういうことをやっていたんじゃないかなとちょっと思っておるんですけれども、今までは業者等はどの辺に依頼されていたんでしょうか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

お答えします。

トイレ清掃は市内の清掃業者さんに委託をしております。

あと、その飯田パーキング内の維持管理の清掃作業は、地元の振興会のほうに委託をしているところでございます。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

分かりました。それは私、勘違いしておりましたですかね。

ちょっと気になるのが、県が直接やるとなった場合にはどこに依頼されるのかとか、それとか、県が全部するという事になってくると、県全体を見るからこの予算がカットされないかなと。それで、パーキングのほうの清掃がちょっと滞ったりせんのかなというような心配があるんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（角田一美君）

山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

飯田パーキングができたときに、市の役割、県の役割というのを明確にして、その分についての費用は県が責任を持って持ちます、市の分はこれだけ持ってくださいという明確な作業のすみ分けをされております。その分の県のすみ分けされる部分については、県が責任を持って委託とか、今後、維持管理をされるということで、今までは直接地元のほうにはなかなか契約ができないということでしたけれども、県のほうも地元とも契約ができるというふうになりましたので、今回、県と市の作業分担といいますか、分けて維持管理することということになりました。

以上です。

○議長（角田一美君）

9番勝屋弘貞議員。

○9番（勝屋弘貞君）

じゃ、今までどおりの方法というか、やり方でずっとやっていくということですね。分かりました。安心しました。

以上で終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 令和3年度鹿島市一般会計補正予算（第11号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

ここで10分ほど休憩します。午後3時45分から再開します。

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第10 議案第16号

○議長（角田一美君）

次に、日程第10. 議案第16号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

○保険健康課長（広瀬義樹君）

それでは、議案第16号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は27ページでございますが、お手元に配付の補正予算書で説明いたしますので、御用意をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということで、保険税額の見込み、交付金等の確定や決算見込みに伴うものとしております。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,968千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,821,381千円とするものです。

2ページから5ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

6ページから7ページは今回の歳入歳出補正予算の事項別の明細書でございます。説明は省略させていただきます。

8ページを御覧ください。

ここからは歳入になります。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税は、国保税の現年課税分の収入の見込みにより、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険納付金分の合計30,800千円を増額し、滞納繰越分は医療給付費分、後期高齢者支援金分の合計10,400千円を減額し、補正後の額を744,400千円といたします。

9ページを御覧ください。

3款1項1目。災害等臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税減免の決算見込みにより、3,833千円を増額し、補正後の額を3,834千円といたします。

10ページを御覧ください。

4款1項1目。保険給付費等交付金は、普通交付金、特別交付金の決算見込みにより16,268千円を減額し、補正後の額を2,684,893千円といたします。

11ページを御覧ください。

6款1項1目。基金繰入金は、国保会計の財源不足を補うため、国民健康保険基金の取崩しにより56,000千円を増額し、補正後の額を56,001千円といたします。

12ページを御覧ください。

6款2項1目。一般会計繰入金は、決算見込みにより16,444千円を増額し、補正後の額を327,616千円といたします。

13ページを御覧ください。

8款4項6目。雑入は、総合行政システムの設定誤りによる損害賠償金23千円を増額しております。

14ページを御覧ください。ここからは歳出について説明いたします。

1款1項1目．一般管理費は、職員人件費等の決算見込み及び電算事務処理等負担金等の繰出金の決算見込みにより、1,812千円を増額しております。

15ページを御覧ください。

1款2項1目．運営協議会費は、委員報酬の決算見込みにより180千円を減額しております。

16ページを御覧ください。

1款3項1目．賦課徴収費は、決算見込みにより納税相談業務委託料等498千円を減額しております。

17ページを御覧ください。

2款1項1目．一般被保険者療養給付費は91,027千円を増額、3目．一般被保険者療養費は1,146千円を増額し、5目．審査支払手数料は186千円を減額するものでございます。いずれも決算見込みによる補正でございます。

18ページを御覧ください。

2款2項1目．一般被保険者高額療養費は、決算見込みにより7,635千円を増額しております。

19ページを御覧ください。

3款1項1目．一般被保険者医療給付費分は、県繰入金の減に伴う財源組替えでございます。

20ページを御覧ください。

3款2項1目．一般被保険者後期高齢者支援金分は、特別調整交付金の増に伴う財源組替えでございます。

21ページを御覧ください。

3款3項1目．介護納付金分は、特別調整交付金の増に伴う財源組替えでございます。

22ページを御覧ください。

6款1項1目．特定健診等事業費は、主に受診者数等の見込みにより特定健診委託料ほか4,351千円を減額しております。

23ページを御覧ください。

6款2項1目．保健衛生費は、県繰入金の減に伴い財源の組替えを行い、2目．療養費ははり、きゅう施術助成費195千円を、3目．保健推進費は旅費、需用費107千円をそれぞれ決算見込みにより減額しております。

24ページを御覧ください。

9款1項1目．一般被保険者保険税還付金は、新型コロナ減免に係る特別調整金の増に伴う財源組替えでございます。

9款1項3目. 償還金は、令和2年度普通交付金等の確定に伴う償還金でございまして、17,132千円を増額しております。

25ページを御覧ください。

10款1項1目. 予備費は、今回の補正に伴う財源調整のため267千円を減額しております。26ページから29ページは給与明細書となります。説明は省略いたします。

以上で令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

（「議長、何か言いよる」と呼ぶ者あり）訂正、ちょっと着席ください。

暫時休憩します。

午後3時54分 休憩

午後3時56分 再開

○議長（角田一美君）

再開します。

では、議案第16号の採決に入ります。

議案第16号 令和3年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第17号

○議長（角田一美君）

次に、日程第11. 議案第17号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。広瀬保険健康課長。

**○保険健康課長（広瀬義樹君）**

どうも先ほどは申し訳ございませんでした。

それでは、議案第17号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は28ページでございますが、お手元に配付の補正予算書により説明いたしますので、御用意をお願いいたします。

今回の補正予算の内容は、今年度の最終補正ということで、繰越金や納付金の決算見込みによるものとしております。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,887千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ433,081千円とするものです。

2ページから3ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正のとおりでございます。

4ページから5ページは今回補正予算の事項別の明細書でございますが、説明は省略いたします。

6ページを御覧ください。歳入について説明いたします。

3款1項1目. 事務費繰入金は2,860千円を減額しております。内容は一般会計からの事務費繰入金及び広域連合共通経費負担金の決算見込みによるものです。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、決算見込みにより2,040千円を減額しております。

7ページを御覧ください。

5款4項2目. 雑入は決算見込みにより、後期高齢者医療特別対策補助金を13千円増額しております。

8ページを御覧ください。歳出について説明いたします。

1款1項1目. 一般管理費は、職員人件費の決算見込みにより99千円を減額しております。

9ページを御覧ください。

2款1項1目. 後期高齢者医療広域連合納付金は、決算見込みにより4,801千円を減額しております。

10ページを御覧ください。

3款2項1目. 他会計繰出金は、後期高齢者医療制度周知に係る市報掲載の経費として13



千円を増額しております。

11ページから13ページは給与明細書となります。説明は省略いたします。

以上で令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 令和3年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第18号

○議長（角田一美君）

次に、日程第12. 議案第18号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

それでは、議案第18号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は29ページでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算書（第2号）により御説明いたします。

補正予算書は1ページをお願いいたします。

今回の補正は、主に各会計の人件費や超過勤務手当等の決算見込みによるものでございます。内容につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ24,221千円を減額して、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ1,887,396千円とするものでございます。

次に、補正の内訳を御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入補正の内訳になりますが、一般会計22,730千円の減額、国民健康保険特別会計1,392千円の減額、後期高齢者医療特別会計99千円の減額でございます。

次に、7ページをお願いします。

歳出補正の内訳になりますが、報酬503千円の減額、職員手当等20,542千円の減額、共済費3,176千円の減額でございます。

以上で御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 令和3年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第19号

○議長（角田一美君）

次に、日程第13. 議案第19号 令和3年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。染川水道課長。

○水道課長（染川康輔君）

議案第19号 令和3年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は30ページでございますが、別冊の令和3年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

それでは、1ページを御覧ください。

第2条 収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、第1款. 事業収益の既決予定額576,561千円に補正予定額8,589千円を追加し、補正後の予定額を585,150千円といたすものでございます。

補正予定額8,589千円の内訳でございますが、第2項、営業外収益でございます。

次に、支出でございますが、第1款、事業費の既決予定額530,302千円に補正予定額11,381千円を追加し、補正後の予定額を541,683千円といたすものです。

補正予定額11,381千円の内訳でございますが、第1項、営業費用でございます。

第3条 他会計からの補助金でございますが、一般会計から水道会計へ補助を受ける金額について10,113千円を18,702千円に改めるものでございます。

2ページを御覧ください。

2ページ以降は附属書類でございます。2ページは令和3年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、3ページ、4ページは令和3年度鹿島市水道事業予定キャッシュフロー計算書、5ページ、6ページは令和3年度鹿島市水道事業予定損益計算書、7ページから10ページまでは令和3年度鹿島市水道事業予定貸借対照表でございますが、いずれも説明は省略いたします。

次に、11ページをお願いいたします。

令和3年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）明細書について御説明いたします。

初めに、収益的収入でございますが、1款2項2目の他会計補助金は8,589千円の増額で、中木庭ダム維持管理負担金に対する一般会計補助金を増額するものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1款1項4目の総係費は11,381千円の増額で、中木庭ダム維持管理負担金を増額するものでございます。

負担金を増額する理由でございますが、中木庭ダムの管理者である佐賀県において、ダムの各種設備の更新予定年次を掲げた長寿命化計画を策定されています。今回、令和5年度に予定されていた更新事業の一部について、令和3年度国の補正予算配分に伴い、令和3年度に前倒しして実施されるものでございます。そのため、本市の令和3年度の負担金についても、令和5年度に実施が予定されていた前倒し事業に係る負担金が増額するものでございます。

以上で議案第19号についての説明を終了いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 令和3年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明3日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時12分 散会